

第4次岡山県人権教育推進プラン案
パブリック・コメントの実施状況等について

1 パブリック・コメントの状況

- (1) 実施期間 令和3年12月17日(金)～令和4年1月17日(月)
(2) 意見等の件数 29件(11人・団体)

2 主な意見と県教育委員会の考え方

(太線囲み部分は修正、【P. ●】はプラン案の該当ページ)

<「2 人権教育についての基本的な考え方」に関する意見>

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
1	（3）人権教育の三つの視点 人権教育の三つの視点のうち、視点2の自立支援の項については、行動したくてもできない個々人も尊重され、そのままで支援する視点も必要だ。	【P. 5】 本プランでは、一人一人がその人本来の力を発揮できるように支援すること（エンパワーメント）を自立支援と考えており、御意見のように、行動したくてもできない個々人も尊重される支援の視点も大切だと考えます。
2	（3）人権教育の三つの視点 視点3の人権を尊重する環境づくりについて、ユニバーサルデザインは、不利益を受けている当事者も加わって考えられるべきで、「自他の人権を尊重し」の表現では不十分だ。	【P. 5】 人権教育が効果的に行われるための環境づくりについて記述しており、その一つとして、ユニバーサルデザインの考え方を普及することなどによって、自他の人権を尊重し差別を許さない社会的風土を培うことも大切であることを記述しています。
3	（3）人権教育の三つの視点 人権教育の三つの視点のイメージ図について、前プランでは、「人権に関する知的理解の深化」と「人権感覚の育成」が「⇄」で関連付けられていたが、案では一つに表記がまとめられている。意味は同じなのか。	【P. 6】 人権教育推進委員会において、これまでの表記では視点が4つあるように受けとれるとの指摘があり、「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」と表記を統一していますが、これまでと意味は同じであり、「人権に関する知的理解の深化」と「人権感覚の育成」は関連付いていると考えています。
4	（4）①人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成 「日常生活の中で、差別や人権侵害等の出来事に接した際に、直感的にその出来事が「おかしい」「許せない」と思えるような人権感覚を育て」とあるが、このような教育の結果が、今のヘイトスピーチやインターネット上での誹謗中傷につながっており、そうした人権感覚があるから自分は悪くない、悪いのは他人という身勝手な考えが生まれるのではないか。不適切な表現であり、削除すべきだ。	【P. 7】 人権教育では、すべての人は人としての尊厳と価値を尊重される権利を有しており、同時に他の人の尊厳や価値を侵害してはならない義務と責任があるなど、人権に関する知的理解と人権感覚を合わせてバランスよく育成することが大切だと考えます。この人権に関する知的理解と人権感覚が共に育成され、相補的に発達する時に人権を守ろうという意識や意欲、態度が育つと考えることからそのままでの表記とします。

＜「３ 人権教育の総合的な推進」に関する意見＞

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
5	(４) 学校教育と社会教育との連携 学校教育と社会教育の連携が重要であり、小規模単位（中学校単位ぐらい）で地域・学校が一体となった研修の充実を図るべきだ。	【P. 10】 事業を推進していくにあたり、御指摘のような視点を大切にします。

＜「４ 推進に当たって大切にすべきこと」に関する意見＞

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
6	(２) 家庭教育の充実 P T A活動の意識や概念が変わってきている中、より個々人への対応が必要になってくると考える。	【P. 11】 これまで、P T A研修の実施やリーフレット等により育児についての相談機関等の周知などに取り組むとともに研修会等に参加しにくい保護者のために企業等への出前講座など学習機会の提供などに取り組んできているところであり、引き続きこうした取組を進めてまいります。
7	(７) デジタル化への対応 コロナ禍もあり、オンラインでの研修を今以上に進めていく必要がある。（公民館単位でオンライン視聴できる環境づくりなど）	【P. 15】 ビデオ会議システムや動画配信等、オンライン研修の取組は始まっているところですが、今後も感染症対策としてだけでなく、できるだけ多くの方に研修機会を提供できる視点からも、市町村教育委員会と連携し、セキュリティ対策を取りながら効果的なオンライン研修の実施に努めます。
8	(７) デジタル化への対応 I C Tの使い方も重要だが、信頼のおける管理体制が必要であり、また、ハッキングや災害のリスクも考慮した対応が求められるのではないかと。	

＜「５ 各人権課題に対する取組」に関する意見＞

「（４）障害のある人」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
9	ア 現状と課題 「ノーマライゼーションの理念が浸透」とあるのは、前後の文脈や世界的にも共生社会の理念の中で動いてきていることなどもあり、「共生社会の実現」と変えてはどうか。	【P. 24】 「共生社会」は全ての人々が社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する社会であり、人権教育の総合的な推進によって目指す社会と考えています。ノーマライゼーションの理念の浸透は、共生社会の実現のために必要なものと考えており、そのままの表記とします。
10	イ 基本的な方針 「合理的配慮」という用語は、一般的にはまだ広く浸透していないため、注釈をつけた方がよい。	【P. 24】 注釈は、用語が最初に出てきたページに記載されます。10ページの3「人権教育の総合的な推進（６）校種間の連携において」に記載しています。

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
11	ウ 具体的な取組 ① 学校園 「○障害のある人についての理解の促進」の中で、前プランにあった「道徳」の文言がなくなっている理由はなにか。	【P. 24】 学習指導要領の改訂による小学校・中学校の道徳の教科化にともない、各教科に含めています。
12	ウ 具体的な取組 ① 学校園 「○特別支援教育の充実」の本文中に、「早期の適切な療育・育成相談」とあるが、「育成相談」という用語は、主に性格、しつけ、不登校等の相談のイメージが強いため、「早期からの適切な療育・相談」としてはどうか。	【P. 25】 御指摘のとおり、育成相談には、性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談が含まれており、保健所や児童相談所における育成相談の中で障害のある幼児児童生徒を把握して、早期に支援につなげる必要があるという考えで用いていますが、ここでは特別支援学校の役割について記述していますので、御意見を踏まえ「早期の適切な療育・相談」と修正します。
13	ウ 具体的な取組 ① 学校園 「○特別支援教育の充実」の本文中に、「障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、一人一人に応じた個別的教育支援計画や個別の支援計画を作成するなど」とあるのは、障害のある子どもの教育的ニーズは多種多様であり、そのことを分かりやすくするため、「一人一人」の文言を入れる位置を変更し、「障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成するなど」としてはどうか。	【P. 25】 第3次岡山県特別支援教育推進プランにおいても、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援の充実ということで章立てされており、御意見いただいたように「障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成するなど」と修正します。
14	ウ 具体的な取組 ② 家庭・地域 「○特別支援教育についての理解の促進」の中で、「就学前における障害のある幼児の教育相談を行います。」とあるが、適切な就学のためには、できるだけ早い時期からの相談支援が必要であり、「早期から」という文言を加え、「教育相談を早期から行います。」としてはどうか。	【P. 25】 第3次岡山県特別支援教育推進プランにおいても、特別な支援を必要とする幼児に早期からの支援の必要性にふれていることから御意見頂いたように「教育相談を早期から行います。」と修正します。
15	ウ 具体的な取組 ② 家庭・地域 居住地校交流を推進していることを踏まえ、「障害のある児童生徒が地域で共に育ち、学ぶことができるよう、居住地校交流を推進します。」と入れてはどうか。	【P. 25】 御意見をふまえ、②家庭・地域 ○交流の促進 の冒頭に「特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の学校に在籍する児童生徒と共に育ち、学ぶことができるよう、居住地校交流を推進します。」と追記します。

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
16	障害の理解においては、「社会モデルの考え方」が大切だが、「社会モデル」の文言を入れる必要はないか。	【P. 24】 障害の社会モデルという言葉が一般的でないため、24ページの「心のバリアフリー」に関する教育の充実のところへ、社会モデルについて「困難さが様々な社会的障壁によって生み出されること」という文章で表現しています。

「（５）同和問題」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
17	ア 現状と課題 えせ同和行為については、「依然として発生しています」との表現で終わっている。えせ同和行為の撲滅に取り組みますと強い表現を付け加えるべきだ。	【P. 26】 第5次岡山県人権政策推進指針において、えせ同和行為の排除などを引き続き推進すると示してあることから、本プランでは（５）イ基本的な方針に「えせ同和行為の排除に積極的に取り組む」として表記しています。 なお本文中の「団体」とは、教育研究団体やボランティア団体、NPO等を示しています。
18	ア 現状と課題 本文中の「団体」とは何を指しているのか。（P. 16の「人権に関わる様々な民間団体」も同様。）人権団体の中には、えせ同和行為で利益を得ている実態があるため、具体的な団体名を示すとともに、反社会運動を行う団体の排除も明確に示すべきだ。 ＜同趣旨の意見：1件＞	
19	ア 現状と課題 「結婚問題での周囲の反対」とあるが、他の社会的弱者でも起きていることであり、他の社会的弱者に関しても意識調査をし、様々な角度から分析、比較したのか。そうでなければ、同和問題だけ結婚での差別意識の解消に取り組むというような表現は好ましくない。	

「（11）性的マイノリティ」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
20	「性同一性障害」は、2022年から「性別不合」とされるという情報もあるが、表記に入れる必要はないか。	【P. 32】 WHOでは2018年に性同一性障害が精神疾患から外れ、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「gender incongruence」（性別不合）という項目になりました。新しい分類は2019年に採択され、2022年に発効する予定です。しかし、現時点では国内の動向が明確ではないため、表記の変更はしませんが、研修会等では情報提供をしていきます。

「(12) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
21	ウ 具体的な取組 「正しく理解する教育を推進します」とあるが、「正しく」との表現では伝わらない。「人権を侵害しない」と明記してもよいのではないかな。	【P. 34】 令和元年の「人権問題に関する県民意識調査」(岡山県)から、「どのような課題が重要だと思うか」という問いに対して、この課題を選択した人の割合が低いことから、教育・啓発を通じて関心を持っていただくとともに、中国残留邦人とその家族について、教科等の学習や研修を通じて、歴史的な経緯や残留邦人の現状について、正しく理解していただくことが重要だと考えます。

「(13) インターネットによる人権侵害」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
22	コロナに対する同調圧力、行き過ぎた自粛警察も含め、誹謗中傷による人権侵害について、早急に啓発を進める必要がある。	【P. 34】 これまで、いわゆるコロナ差別等の防止に向けて研修資料やリーフレット等を作成・配付し、取組の充実に努めているところですが、人権尊重の観点から、御意見のとおり、行き過ぎた同調圧力やSNS等による誹謗・中傷等の防止に向けた教育・啓発に引き続き取り組んでまいります。

「(14) 様々な人権をめぐる課題」

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
23	・アイヌの人々 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、「ウポポイ(民族共生象徴空間)」が整備されたが、人権課題「アイヌの人々」を「様々な人権をめぐる課題」の方に位置づけたのはなぜか。	【P. 36】 第5次岡山県人権政策推進指針では取り上げられてはいませんが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」でも人権課題の一つとして明示しており、学習指導要領「中学社会」や小学校社会科の教科書にもアイヌの人々の記載があることから「様々な人権をめぐる課題」の一つに位置付けています。
24	・アイヌの人々 ア 現状と課題 「結婚や就職等における差別等の問題は依然として存在しています」とあるが、就職においてアイヌか否かを問うことが岡山においてあるか。岡山での就職等における差別等の問題は、むしろ人種を問わず留年歴・中退歴・転校歴・転職歴のある人々への差別だ。アイヌに限定した差別表現はやめるべきだ。 ＜同趣旨の意見：1件＞	【P. 36】 平成29年の「北海道アイヌ生活実態調査」(北海道)には結婚や就職等における偏見・差別があることが示されています。岡山県においては関心の低い課題ではありますが、アイヌの人々の問題を学ぶ際には他の人権課題と関連づけて、人権尊重の意義や偏見・差別の不合理について考えられるよう取組の工夫をしております。

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
25	消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題については、最後に「このほか」という形で現状と課題、基本的な方針、具体的な取組を示さずにまとめてしまうのは、人権軽視ではないか。	【P. 39】 これらの課題は国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や第5次岡山県人権政策推進指針において、各人権課題として取り上げて現状と課題等について示されておらず、本プランでも個別の人権課題として取り上げることはしていませんが、人権に関わる問題に軽重はないと考えており、17ページ以降にある14の各人権課題と複合的に関わる可能性のある問題でもあるので、それぞれの人権課題の取組を進める中で取り上げていくことも大切だと考えます。

<その他の意見>

番号	意見の要旨	県教育委員会の考え方
26	転職活動における学歴や職歴から差別が発生している問題について、どう考え、どう対処していくのか。学歴や職歴にハンデがある者の救済を盛り込んでおかなければ、貧困から抜け出せない。 ＜同趣旨の意見：1件＞	本プランは、学校等における人権教育を推進するためのプランであるため、就職や転職の際に起こりうる事象への対応については記載していないところです。

3 今後の予定

2月15日 文教委員会
2月18日 教育委員会 附議決定

第4次岡山県人権教育推進プラン (案)

令和4年 月

岡山県教育委員会

目 次

1 「第4次岡山県人権教育推進プラン」策定の背景	1
(1) 「第4次岡山県人権教育推進プラン」策定の趣旨	
(2) 人権をめぐる国内外の取組	
ア 国際社会の取組	
イ 国の取組	
ウ 岡山県教育委員会の取組	
(3) 「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育行政の充実	
2 人権教育についての基本的な考え方	4
(1) 人権とは	
(2) 人権教育が目指すもの	
(3) 人権教育の三つの視点	
(4) 学校教育及び社会教育における取組	
ア 学校教育	
イ 社会教育（家庭・地域における人権教育）	
3 人権教育の総合的な推進	9
(1) 推進体制の充実	
(2) 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ	
(3) 人権課題相互の関連	
(4) 学校教育と社会教育との連携	
(5) 関係機関・NPO・大学・企業等との連携	
(6) 校種間の連携	
(7) 人権教育推進状況の把握	
4 推進に当たって大切にすべきこと	11
(1) 就学前教育の充実	
(2) 家庭教育の充実	
(3) 教職員の研修の充実	
(4) 指導者等の養成	
(5) 効果的な学習プログラムの開発	
(6) 地域における多様な学習機会の提供	
(7) デジタル化への対応	
(8) 人権侵害への対応	
(9) 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重	
5 各人権課題に対する取組	
(1) 女性	17
(2) 子ども	19
(3) 高齢者	22
(4) 障害のある人	23
(5) 同和問題	26
(6) 外国人	27
(7) ハンセン病問題	29
(8) 患者等（HIV感染症・エイズ、感染症・難病等）	30
(9) 犯罪被害者等	31
(10) 刑を終えて出所した人等	32
(11) 性的マイノリティ	32
(12) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	34
(13) インターネットによる人権侵害	34
(14) 様々な人権をめぐる課題	36
・ アイヌの人々	
・ 被災者	
・ ホームレス問題	
・ 北朝鮮当局による拉致問題等	

Ⅰ 「第4次岡山県人権教育推進プラン」策定の背景

(1) 「第4次岡山県人権教育推進プラン」策定の趣旨

岡山県（以下「県」という。）は、平成13（2001）年3月、「共生社会おかやま」の実現を目指して、人権政策の基本的な方向性を示す「岡山県人権政策推進指針」を策定しました。その後、5年毎に改訂を行い、令和3（2021）年3月には「生命と尊厳を守る社会」「互いに多様性を認め支え合う社会」「公平な機会を保障する社会」を目指して「第5次岡山県人権政策推進指針」（以下「第5次指針」という。）を策定し、国・市町村・関係機関等との連携・協働のもと、諸施策を推進しています。

また、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、国や県の状況を踏まえて、「岡山県人権教育推進プラン（平成19（2007）年1月）」（以下「プラン」という。）、「第2次岡山県人権教育推進プラン（平成24（2012）年3月）」及び「第3次岡山県人権教育推進プラン（平成29（2017）年2月）」（以下「第3次プラン」という。）に基づき、総合的な人権教育行政を推進しています。

その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がってきました。

さらに、「第3次プラン」策定以後、「日本語教育の推進に関する法律」、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等が制定され、人権に関わる法的整備が進んでいます。

しかしながら、グローバル化やインターネットの急速な普及等による社会環境の変化によって人権問題の様相が複雑・多様化しているだけでなく、社会で起きている様々な問題の本質はその多くが人権に関わると考えられ、迅速かつ的確な対応が求められています。

このため、県教育委員会は、岡山県人権教育推進委員会からの提言を受け、「第4次岡山県人権教育推進プラン」（以下「第4次プラン」という。）を策定し、総合的な人権教育行政を推進します。

(2) 人権をめぐる国内外の取組

ア 国際社会の取組

二度にわたる世界戦争で多くの尊い命が奪われ、人権の侵害や抑圧が横行してしまった反省から、昭和23（1948）年の国連総会で、人権及び自由を尊重し確保するために、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準とされる「世界人権宣言」が採択されました。その後、この宣言を実効あるものとするため、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約が採択されました。

また、平成5（1993）年には、ウィーンで世界人権会議が開催され、女性や子ども、少数者、先住民等を含む全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることが確認されました。

そこで、国連は、人権問題の解決に向け、世界的な規模で人権教育を推進し、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、平成7（1995）年から「人権教育のための国連10年」を実施しました。

しかし、21世紀になっても、世界各地で紛争やテロ事件、大規模な自然災害、さらには経済格差などにより、飢餓、難民問題、衛生的な環境の欠如等による生存や発達への深刻な影響など多くの人権問題が発生しており、グローバル化する世界の中で、国際社会全体で人権の促進と保護に取り組む必要性は一層高まっています。

こうした状況を背景に、国連では全ての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）に基づき、世界の人権問題により効果的に対処するため、平成18（2006）年に国連人権委員会を国連人権理事会へ格上げするなど取組を強化しました。

また、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、平成17（2005）年から「人権教育のための世界計画」に取り組み、第1フェーズ（段階）として、初等中等教育に焦点を当てた取組が進められました。平成22（2010）年からは第2フェーズとして、高等教育及びあらゆるレベルにおける教員、公務員等の人権研修に重点を置いた取組が展開され、平成27（2015）年からは第3フェーズとして、第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てる取組が進められました。そして、令和2（2020）年からは第4フェーズとして、第1～第3フェーズの実施の強化と重点対象を若者として平等、非差別、多様性の尊重等に焦点を当てて「持続可能な開発目標」（SDGs）〔※1〕の目標4、7〔※2〕と連携させた取組を推進することとしています。

このSDGsの土台には人権が据えられており、人権を抜きにしてその目標を達成することは困難です。人権教育の推進は、継続した国際的な潮流となっています。

イ 国の取組

日本国憲法は、第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、基本的人権の尊重をその基本原理の一つとしています。第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、法の下での平等を保障しています。

そのほか、基本的人権には、精神・身体・経済活動の自由からなる自由権、生存権・教育を受ける権利等の社会権、参政権等があり、さらに、プライバシー〔※3〕の権利等が唱えられています。

このように、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権に関わる諸法令が施行され、人権に関する諸施策が講じられてきました。

教育の分野では、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、学校園・家庭・地域のあらゆる場で推進されてきました。

平成9（1997）年、国連の呼びかけに応じて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、平成12（2000）年には、議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。国は、この法律に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

さらに、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議は、この基本計画を踏まえ、平成15（2003）年度から人権教育の指導方法等の在り方についての検討を開始し、平成20（2008）年4月には「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下「第三次とりまとめ」という。）を公表し、学校教育における人権教育の一層の改善・充実に努めるよう求めています。

そして、学校教育における人権教育調査研究会議は、令和3（2021）年3月には、この「第

〔※1〕「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことであり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

〔※2〕「持続可能な開発目標（SDGs）4、7」とは、「ゴール4、質の高い教育をみんなに 7番目のターゲット」であり、2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという目標のことであり、

〔※3〕プライバシーとは、一般に他人の干渉を許さない各個人の生活上の自由と考えられています。

三次とりまとめ」策定後の学校制度の改革や、国内外の人権教育をめぐる社会情勢の変化について、「第三次とりまとめ」との関係性を補足するものとして「人権教育を取り巻く諸情勢について」を公表し、令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められるとしています。

ウ 岡山県教育委員会の取組

県教育委員会では、日本国憲法や教育基本法に基づき、基本的人権の尊重を基本理念とし、同和対策審議会答申の趣旨に沿って、学校教育と社会教育との相互連携を深めながら、部落差別を解消して差別のない民主主義社会を実現するための取組を進めてきました。

学校教育においては、差別の解消を自らの課題として捉える学習や集団づくり、進路保障の取組を推進してきました。また、社会教育においては、部落差別の不合理についての理解と認識を深める啓発活動や住民の自主的な学習、交流等が展開されてきました。

このように、人権の視点で事象を捉え、偏見や差別に気づき、その不合理について理解する取組や、一人一人を大切にする教育の視点から、個に応じた指導と家庭・地域と連携した取組等により蓄積されてきた豊かな内容や手法は、県における人権教育の推進に確実につながっています。

県教育委員会では、これらの成果を踏まえるとともに、平成19（2007）年に「プラン」を、その後、平成24（2012）年の改訂を経て、平成29（2017）年には「第3次プラン」を策定し、国・市町村や関係機関等と連携を図りながら、総合的な人権教育行政の充実に努めています。

（3）「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育行政の充実

「第4次プラン」は、県教育委員会が進める総合的な人権教育行政の基本方針を示すものです。県教育委員会では、「第5次指針」を踏まえ、「第4次プラン」に基づき、関係部局・機関と連携を図りながら人権教育行政のさらなる充実を図ってまいります。

また、各学校園や家庭・地域において、人権教育が一層充実されるよう、人権教育の進め方を具体的に示しており、それぞれの実態を踏まえた主体的な取組が行われることを期待しています。

なお、この「第4次プラン」については、施策の点検を進めながら、社会情勢の変化等を考慮し、5年を目安に必要な応じて見直しを行います。

2 人権教育についての基本的な考え方

(1) 人権とは

人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことです。その上で、人権とは、この、人が生存し、幸せに生きる上で必要不可欠な諸権利〔※4〕を指しています。人権を構成する個々の権利は、それぞれ固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありません。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人は、人としての尊厳と価値を当然に尊重される権利を有し、同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負っています。

人権尊重社会を実現するためには、全ての人が、相互に人権の意義やその尊重と共存の重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自身の人権と同様に他の人の人権をも尊重することが大切です。

(2) 人権教育が目指すもの

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条に「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。また、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（同法第3条）にすることを旨とするとされています。

県では、「第5次指針」において、人権教育を「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」と考えています。

このようなことを踏まえ、次の三つの視点に基づいて、人権教育を推進し、全ての人が社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する共生社会の実現を目指します。

〔※4〕「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権について、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と規定されています。「第三次とりまとめ」では、より具体的に、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利であり、また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれるとされています。

(3) 人権教育の三つの視点

【視点1】人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

知的理解とは、発達段階に応じて、個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状、関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識等を理解することです。

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚です。

人権に関する知的理解を深めることと人権感覚を身に付けることによって、自分の人権と共に他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度につながり、さらにそれらが、様々な場面や状況下で、問題状況を変えていこうとする実践行動となって現れるようになることが大切です。

【視点2】自立支援

一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組みます。

人権をめぐるっては、様々な人権問題に関わる偏見や差別、また、社会問題となっている子ども、高齢者、障害のある人への虐待や配偶者からの暴力等多くの課題があります。差別や人権侵害によって、個人のかげがえのない可能性が制約されている状況があれば、そのことに自分自身が気づき、その人が本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるように支援していくこと（エンパワメント [※5]）が大切です。

【視点3】人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組みます。

人権教育が効果を上げるためには、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習が行われる場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。人間関係や全体的な雰囲気等も含め、学校園や地域の教育・学習の場の人権を尊重する環境をつくるのが大切です。

また、ユニバーサルデザイン [※6] の考え方の普及など、違いを認め合い、多様性を受容する社会を目指して、自他の人権を尊重し差別を許さない社会的風土を培うことも大切です。

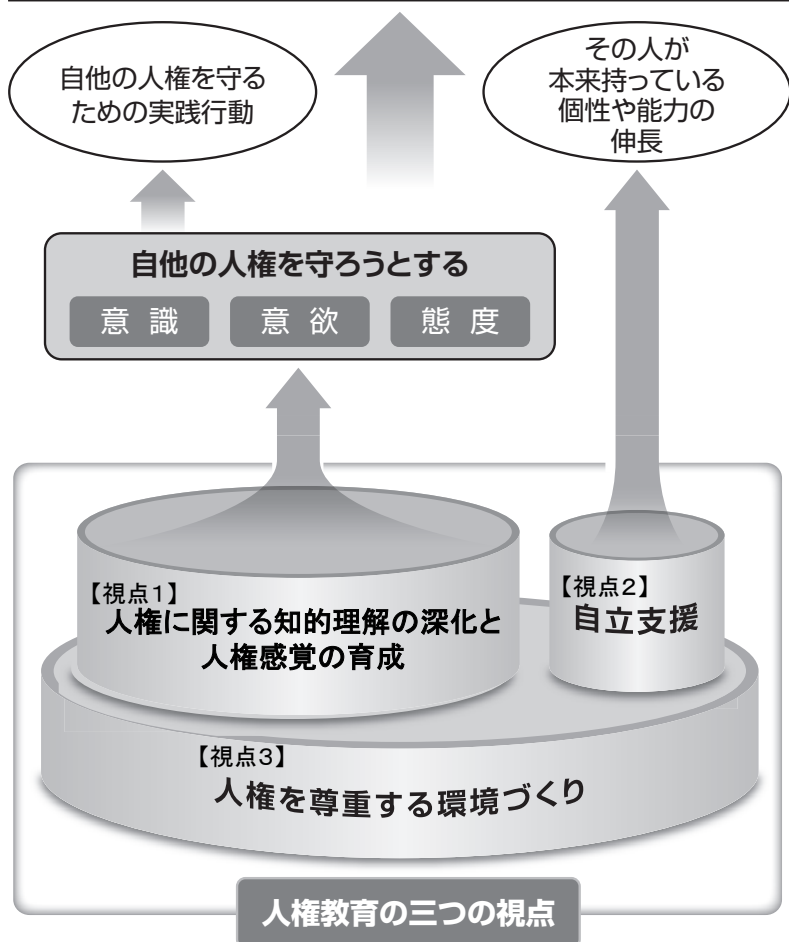
[※5] 「エンパワメント」とは、社会的制約や抑圧により発揮されることが困難であった個人のかげがえのない能力・自己決定力・行動力を、自由で平等な社会を実現することにより、取り戻し引き出していくことをいいます。

[※6] 「ユニバーサルデザイン」とは年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービス等をデザインするという考え方です。

「人権教育についての基本的な考え方」イメージ

人権教育が目指すもの

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する「共生社会」の実現



「人権教育」とは、「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」

(「第5次岡山県人権政策推進指針」)

(4) 学校教育及び社会教育における取組

ア 学校教育

学校における人権教育は、「第三次とりまとめ」が策定されて以降、各学校等において、このとりまとめを人権教育の手引きとして指導方法の充実・改善に取り組まれています。

① 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

幼児児童生徒それぞれの発達段階に応じ、学校園の教育活動全体を通じて、人権の意義・内容等について知的理解を深めるとともに、日常生活の中で、差別や人権侵害等の出来事に接した際に、直感的にその出来事が「おかしい」「許せない」と思えるような人権感覚を育て、さらに自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、様々な場面で具体的な実践行動に現れるような取組を進めます。

推進に当たっては、各教科等の中で、人権や様々な人権問題についての知的理解を深めるとともに、かけがえのない自他の生命や人間の尊厳を尊重する態度、違いを認め多様性を受け入れる心、自他の権利を大切にし自分自身の行為に責任を負う意志や態度、正義と公正を重んじ人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲等を育てる取組を進めます。

さらに、人権を侵害された当事者の思いや、他の人の痛みに共感できる想像力や感受性、表現力やコミュニケーション能力、偏見・差別を見極める力、対立的問題を非暴力的に解決する技能等の育成に取り組めます。その際、学校園間や家庭・地域等との連携を図りながら、望ましい集団活動や豊かな自然体験活動、社会体験活動、ボランティア活動、また、障害のある人、高齢者、外国人、ハンセン病回復者等との交流や、人権問題を取り上げたワークショップ〔※7〕等の参加体験型学習の普及に努めます。

就学前教育では、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように、人権感覚の育成に重点を置いた取組を進めます。

② 自立支援

自立支援は、一人一人を大切にするという観点から、教育上配慮を必要とする幼児児童生徒が、自分らしく主体的に生きる力を育むことを目指す取組です。幼児児童生徒が、自尊感情を高め、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるよう、学校園の取組を支援します。

取組に当たっては、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、一人一人の状況に応じたきめ細かな指導、相談、支援ができるようにすることが大切です。

③ 人権を尊重する環境づくり

人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。教職員同士、教職員と幼児児童生徒、幼児児童生徒同士の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などが、人権教育の基盤となります。

このため、幼児児童生徒が、豊かな人間関係を通して、自らが一人の人間として大切にされているという実感を持てるようにします。そして、自分や他の人を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感、自尊感情を育てていくことができる環境づくりに取り組めます。

また、教職員自らが適切な言葉遣いを心掛けるなど言語環境を整えたり、人権に関わる標

〔※7〕「ワークショップ」とは、もともとは「作業場」を表す言葉として使われていましたが、現在では、共同で何かを創り出す作業そのものも示すようになってきています。参加体験型学習というワークショップとは、単に知識・情報を発表し合うというのではなく、参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的に関わる学習プログラムのことをいいます。

語やポスターを掲示したりして、人権を尊重する気運を醸成し、人権に配慮した教育指導や学校園運営に取り組むことができるよう支援します。

さらに、幼児児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一個の人格として接するという教職員の姿勢そのものが重要であることから、研修の一層の充実に努めます。

イ 社会教育（家庭・地域における人権教育）

家庭・地域における人権教育は、市町村においても人権教育・啓発の基本方針等が作成され、人権問題を正しく理解できるよう研修会の実施や啓発資料の配布など、様々な取組が行われています。

① 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

様々な人権問題についての理解と認識を深め、住民が日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることを目指した取組を進めます。また、人の生命や身体を尊重する意識の希薄化が背景にあると考えられる事件が後を絶たないことから、改めて生命の尊さや、自分がかかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生の大切さを実感できる取組を進めます。

さらに、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割が重要であることから、保護者が人権問題を正しく理解できるようにするなど、社会教育の充実に図るとともに、親であることの意識を育む取組を進めます。

推進に当たっては、分かりやすいテーマの設定、具体的な人権問題に即した学習資料や多様な学習機会の提供、交流活動やワークショップ等の参加体験型学習など、効果的な学習内容や方法の研究・開発に取り組みます。

さらに、市町村が実施する講座・講演会・交流会等の様々な学習機会提供の取組を支援するとともに、企業等に対しては、人権教育の推進に役立つDVD等の情報提供等を行います。

② 自立支援

偏見や差別、人権侵害によって様々な社会的制約や抑圧を受けている人が、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことを目指した市町村の取組を支援します。

また、関係機関との連携を図りながら自立支援に取り組みます。

③ 人権を尊重する環境づくり

地域において、人権教育を効果的に推進していく資質と指導力のある指導者等〔※8〕の育成や、学習機会の充実に役立つ資料の作成、情報提供を行い、住民が自発的に学習できる環境づくりや、人権問題の解決に向けて住民が相互に連携し合うことができるコミュニティづくりを支援します。

また、市町村における人権問題の解決に向けた住民のネットワークづくりや、公民館や図書館等の社会教育施設で実施する講座に人権教育を位置付けて充実させるなど、人権の視点に立った社会教育施設の活用を支援します。

〔※8〕「指導者等」には人権問題についての専門的な知識・技能を有し、研修会の講師等を努めることができる「学習指導者」や、研修会の企画・運営や学習情報の提供・相談等に関わるスタッフとして人権教育を側面から支援する「学習支援者」が考えられます。

3 人権教育の総合的な推進

幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を総合的に推進します。その際、次の七つの観点を大切に推進します。

(1) 推進体制の充実

人権教育を推進するための取組は、多方面にわたります。また、人権課題については、迅速かつ的確に対応することが必要です。そこで、教育庁内の関係課で構成する人権教育推進マトリックス会議〔※9〕等で、関係部署間の緊密な連携を図り、積極的な情報交換・情報提供や相互の理解・協力を進めるなど、人権教育を強力に推進する体制を充実します。

また、人権啓発マトリックス〔※10〕等により、知事部局の関係課（室）や機関との連携を図ります。

さらに、学校園や市町村が推進体制を整え、人権教育の目標や基本的な考え方、推進方法等を明確にして、総合的に人権教育に取り組むことができるように支援します。

(2) 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ

人権教育の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両面が相まって人権尊重の理解が深まります。このため、様々な人権課題に取り組んできた経験と成果を生かしながら、この二つの視点を踏まえた人権教育を効果的に推進します。

(3) 人権課題相互の関連

人権課題には、それぞれ固有の状況や歴史的経緯等があります。一方、誤った認識や人権意識の欠如が偏見や差別の原因となっているなどの共通点もあります。

また、貧困〔※11〕、自殺〔※12〕、人身取引〔※13〕等の社会問題やインターネットによる人権侵害は、多くの人権課題に複合的に関わる問題でもあります。

そのため、人権課題を相互に関連させた学習を進めることにより、人権尊重の意義、偏見や差別の不合理について、より具体的かつ多面的に考えることが重要です。そして、その学習で身に付けた知識や人権感覚等は、他の人権課題についての理解を促進するとともに、人権意識の高揚や実践的な態度、行動力の育成につながります。

これらのことから、取組に当たっては、各人権課題を個別に扱うだけでなく、相互に関連付け

〔※9〕「人権教育推進マトリックス会議」は、人権教育行政上の課題に適切かつ迅速に対応するよう人権教育行政の総合的な推進を図るため、教育庁内関係課で構成しています。

〔※10〕「人権啓発マトリックス」は、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、各人権課題を担当する知事部局・教育庁内の関係課（室）で構成しています。

〔※11〕日本の相対的貧困率（中間的な所得の半分に満たない世帯員の割合）は、2000年代中頃からOECD（経済協力開発機構）平均を上回っています。「2019年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、2018（平成30）年の「相対的貧困率」は15.4%、「子どもの貧困率」は13.5%となっています。また、ひとり親家庭の貧困率は48.1%と高くなっています。

〔※12〕自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。特に、若年層では、10歳代から30歳代における死因の第一位が自殺であるだけでなく、全体の自殺者数が減少傾向にある中で、子どもの自殺は、増え続けています。

〔※13〕人身取引とは、犯罪組織などによって、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下に置かれたりして、売春や労働などを強要される犯罪です。性的な搾取や労働搾取の他に、臓器の摘出を目的とする場合もあります。

た学習が進むよう指導の充実を図ることが大切です。

さらに、各人権課題に関する学習を進めるに当たっては、子どもから高齢者までのライフステージを見据えた取組とすること、自らの課題として捉えた取組とすること、全ての人権課題への取組が、人権教育が目指す共生社会の実現につながる取組となるようにすることが大切です。

(4) 学校教育と社会教育との連携

人権教育は、学校園あるいは家庭・地域のいずれかに限定して行われるものではありません。学校教育と社会教育とが連携を図りながら、地域ぐるみの取組を進めることで、より大きな成果が得られます。そこで、学校園・家庭・地域それぞれの機能や役割を十分踏まえながら、連携・協働した取組を推進します。

(5) 関係機関・NPO・大学・企業等との連携

人権週間〔※14〕等の人権に関わる各種行事において、関係部署等と連携を図りながら取組を進めるなど、関係機関やNPO〔※15〕、大学、企業、教育研究団体等との連携・協働を強化して人権教育を効果的に推進します。

また、人権に関わる相談体制を充実させるために、関係部署や関係機関との連携を強化します。

(6) 校種間の連携

人権教育においては、幼児児童生徒の発達段階に応じた学習活動を計画することが必要です。そのため、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修等の連携を推進します。

また、進学先の学校において適切な支援が継続して行えるよう、合理的配慮〔※16〕の提供や児童虐待への対応、性の多様性への配慮など、児童生徒の状況について、途切れることのない情報交換を進めます。

(7) 人権教育推進状況の把握

学校園や市町村における人権教育を効果的に推進していくために、人権教育の推進状況の把握に努めるとともに、関係部署等が実施している各種調査結果の活用を図ります。

〔※14〕「人権週間」とは、我が国における、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）のことをいいます。

「人権デー」は、昭和23年（1948年）、国際連合の総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、12月10日に定められました。「人権週間」には、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける教育・啓発活動を行っています。

〔※15〕「NPO（Non-Profit Organization）」とは、利潤追求や利益配分を行わず、自主的、自発的に公益的な活動を行う民間非営利組織・団体のことです。

〔※16〕「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための、必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

4 推進に当たって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の充実

就学前教育においては、人権感覚の基盤となる自尊感情を育てていくことが重要であり、子ども一人一人が大切にされていると感じられるような関わりを積み重ねていくことが大切です。また、友達との関わりの中で他の人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め思いやりを持つようにすること等について、遊びを中心とした生活を通して指導することが大切です。

- 人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、一人一人を大切にした教育・保育の在り方を検討する研修を実施します。その際、参加体験型や事例検討型研修を行うなど、より実践力を高める工夫をします。そして、次のような視点に立った教育・保育の実現を目指します。
 - ・ 基本的生活習慣を身に付ける取組
 - ・ 自分の力でやろうとする意欲や活力を高める取組
 - ・ 思いやりのある気持ちで人と接し、自分も相手も異なる考えや感情を持った存在であるとともに、互いにかげがえのない存在であることを実感できる取組
 - ・ してよいことと悪いことの判断力を育てる取組
 - ・ 相手の気持ちが分かるような想像する力や自分の気持ちを言葉で適切に表現する力を高める取組
 - ・ 友達と協力したり、助け合ったり、励まし合ったりして、人と関わる力を育て、共に高まり合っていこうとする集団づくりの取組
 - ・ 自然や身近な動植物に親しみを持って接し、生命の尊さに気づき、いたわり、大切にしようとする気持ちを育てる取組
 - ・ 地域の人々と交流し、人と関わる楽しさや、人の役に立つ喜びを味わえるような取組
- 「人権教育資料集 就学前教育編」等を活用して、人権教育を進める上で大切にしたい考え方や具体的な事例を示し、保育活動を支援します。

(2) 家庭教育の充実

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、その充実を図ることは極めて重要です。

保護者が、学校園における取組を理解するとともに、人権問題を正しく理解して子どもに接することが大切です。

とりわけ、乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育てていくことが重要であり、子ども自身が「愛されている」ということを体感できたり、家族一人一人が大切にされているということを感じられたりするような関わりを積み重ねていくことも大切です。

- PTAを対象とした研修会を実施するとともに、学校園や市町村が実施するPTA等の社会教育関係団体を対象とした研修事業を支援します。
- 地域住民が、家庭教育に関わる学習活動等を主体的に進めていくことができるように、市町村と連携して情報提供等を行います。
- 研修会等に参加しにくい保護者が勤務する企業等を訪問して、当該企業等の従業員に家庭教育に係る学習機会を提供することなどにより、家庭教育支援を充実します。
- 子育てに関する不安や悩みを、気軽に相談できる体制の充実と相談機関等の周知に努めます。
- 「親育ち応援学習プログラム」を活用し、保護者に学習機会を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりを促進します。

(3) 教職員の研修の充実

教職員は、人権尊重の精神が幼児児童生徒に正しく身に付く教育活動が行えるよう、自己研鑽を積むことが大切です。また、幼児児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一個の人格として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の基盤となります。

そのため、教職員は、幼児児童生徒の人権尊重の精神を涵養するように常に意識して行動し、幼児児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くことが大切です。

教職員の研修に当たっては、人権尊重の理念を、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自身が体験することが重要です。また、研修を受けることにより、教職員の人権教育の指導に対する意欲や、主体性が高まる内容であることが求められます。

- 教職員自身が人権尊重の意義や人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権について理解が深まる授業の内容や方法を工夫改善できる研修を実施します。
- 教職員の人権感覚を培うために参加体験型の研修等をより多く取り入れるなど、研修の充実を図ります。
- 様々な人権問題についての理解と認識を深める交流体験研修の充実を図ります。

(4) 指導者等の養成

地域における人権教育を効果的に推進するためには、資質と指導力のある指導者等の存在が不可欠です。

指導者等としては、人権問題についての専門的な知識・技能を有し、研修会の講師等を務めることができる「学習指導者」や、研修会の企画・運営や学習情報の提供、相談等を通して、人権教育を側面から支援する「学習支援者」が考えられます。

地域における具体的な人権問題を解決していくためには、様々な年齢層や豊かな経験を持つ人々の協力を得ることが大切です。また、学校園や児童相談所、福祉施設等の職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の地域の関係者が、相互に連携できるネットワークを構築することや、その調整役を果たす人材（コーディネーター）を育成することも必要です。

なお、指導者等の養成講座の開設に当たっては、どのような指導者等を育成するのか、その目的を明確にしてプログラムを作成することや、修了者に活躍の機会を提供することが大切です。

- 県教育委員会が主催する指導者等の養成講座の充実を図ります。さらに、講座修了者に対する情報提供を行うとともに県教育委員会の事業等における活動の機会を提供します。
- 人権教育講師バンク（人権教育に関わる講師情報提供のシステム）等により、講師情報を提供します。
- 地域における指導者等が情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。

指導者等養成のための講座のプログラム（例）

- ・ 世界人権宣言や憲法に保障された基本的人権に関する内容
- ・ 人権問題に関わる相談役やコーディネーター、ワークショップのファシリテーター [※17] としての知識や技能を身に付けることができる実践的なプログラム、あるいは、身近なところで取り組める活動内容の紹介等、講座修了後の具体的な活動の契機になる内容

[※17] 「ファシリテーター」とは、ワークショップのプログラムを進行する人をいいます。単なる司会者ではなく、参加者同士のコミュニケーションを活性化させ、互いの意見を十分伝え合うことができるようにすることが役割です。

- ・ 交流やフィールドワーク [※18] 等を体験する内容
- ・ 各人権課題や日常の身近な人権問題について理解を深める内容

(5) 効果的な学習プログラムの開発

人権教育を進めるためには、効果的な学習プログラムが必要です。

- 学校教育や社会教育において有効に活用できる学習プログラムの改善を進め、ホームページに掲載するなど、その活用を一層促します。
- 県教育委員会が実施する各種講座・研修会の学習プログラムについて、その改善と充実を図ります。

学習プログラムを開発する際のポイント

各学校園等が学習プログラムを開発するに当たっては、次の①～⑤を参考にしてください。

① 現状の分析

学習プログラムの開発においては、学校園・地域の歴史・実態、課題及び教育資源を把握し、幼児児童生徒・教職員・保護者・地域住民の意識及びニーズ等を踏まえて、人権教育の現状を多角的に分析することが大切です。

② 目標の設定

中・長期的な期間、あるいは年度単位での目標設定だけでなく、各講座、各学習単位においても目標の具体化を図ることが大切です。その際、現状を踏まえながら、どこに重点を置き、どのような知識や技能を身に付けさせたいのかを明らかにすることが大切です。

また、設定した目標と人権教育の三つの視点（4、5ページ参照）とを結び付けることで、目標を羅列するのではなく、体系的に位置付けたり、各目標の優先度についても明確にしたりすることができます。

③ 学習内容・方法の工夫

学習内容については、様々な人権課題を、生涯の各時期において、適切かつ体系的に配列することが大切です。「適切に」とは、学習者（参加者）の発達段階やニーズを考慮することであり、「体系的に」とは、系統性や継続性、発展性のある学習展開を工夫することです。また、知的理解の深化、人権感覚の育成にそれぞれ焦点を当てて、具体的な内容を構成することが必要です。

学習方法については、多くの人権課題に潜む無意識の偏見（アンコンシャスバイアス [※19]）への気づきを促し、知的理解と人権感覚を効果的に結び付ける工夫が必要です。例えば、偏見や差別に立ち向かい、人権の回復に取り組んできた当事者や家族等の話を聞く交流活動、ワークショップ、疑似体験活動、自然体験活動、社会体験活動、ボランティア活動、表現活動、フィールドワーク等の活動があります。また、各種メディアや情報通信技術（ICT [※20]）の活用を積極的に進めることも、学習効果を高めることにつながります。

[※18] 「フィールドワーク」とは、現地を訪れ、観察や聞き取り調査等を行う手法です

[※19] 「アンコンシャスバイアス」とは、潜在的に持っている先入観、思い込み、決めつけとされ、「無意識の偏見」ともよばれています。

[※20] 「ICT」とは、Information & Communications Technologyの略で情報通信技術のことです。

さらに、互いに学び合うことができるピア・サポート〔※21〕等の取組も効果的です。

④ 教材の作成

人権教育の三つの視点を踏まえながら、幅広い観点から教材の選定や作成をすることが大切です。例えば、正しい理解を深めるための教材、課題解決の実践力を培うための教材、人権を尊重する環境づくりに取り組むための教材等が考えられます。

また、生活の中の身近な問題や地域の歴史、人々の生き方等を素材とした教材を開発したり、視聴覚教材を活用したりすることも有効です。

さらに、学校においては、GIGAスクール構想〔※22〕を踏まえ、児童生徒一人一人の端末からデジタルコンテンツ〔※23〕にアクセスすることを容易にしたり、ワークシート等をデジタル教材として活用できるようにしたりすることも大切です。

⑤ 評価の実施と改善

学習プログラムの有効性を高めるためには、例えば、プログラムのねらいが実際の学習場面に於いて具現化されているか、知識や技能が身に付いたか、意識の変容が促されたか等々を評価することが大切です。評価方法としては、指導者（主催者）によるその場での観察や学習者（参加者）に対するアンケート等が考えられます。個別の事業・学習等の短期的な評価だけでなく、長期的視野に立った評価を実施し、この評価結果を次の取組に反映させることが大切です。

また、学習者（参加者）が学習プログラムによって自らの意識がどのように変容したかを個々に省察する機会を設けることによって、指導者（主催者）が個々の学習のねらいは達成されたのか、達成されなかったとすればその原因は何か、個々の学習内容の配列は適切か、それがプログラム全体の目標と達成度にどう結び付いたかなど、具体的に評価結果を分析することが重要です。そして、分析内容をもとに改善方策を検討し、それを次に生かす手段を講ずることが必要です。

さらに、評価結果や改善方針を学校園・家庭・地域、関係機関等へ積極的に情報提供することも大切です。こうした姿勢が学習プログラムの不断の見直しや改善へとつながり、人権教育の充実と継続的な取組につながっていきます。

〔※21〕「ピア・サポート」とは、社会性や対人関係の育成を保障できる場を学校や地域社会の中に意図的に作り、援助のためのトレーニングを受けた人が悩んだり困ったりしている仲間を支援することをいいます。（県総合教育センター「いじめや不登校を未然に防ぐための校種間連携の在り方」（平成22（2010）年2月）から）

〔※22〕「GIGAスクール構想」とは、文部科学省が提唱する「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想」です。

〔※23〕「デジタルコンテンツ」とは、電子媒体やネットワーク等を通じてやり取りされる文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のことです。

(6) 地域における多様な学習機会の提供

地域においては、人々が人権教育の重要性を認識し、学習に積極的に参加できるよう、住民のニーズや地域の実情を踏まえた多様な学習機会を提供するなどの条件整備を図る必要があります。

人権教育は、生涯学習の視点に立って、各時期〔※24〕の発達段階に応じて推進する必要があります。とりわけ、成人期については、地域や職場等で身近な人権問題に直面することが多くなることから、社会教育施設等における活動だけでなく、地域の企業・事業所等と連携した取組を展開するなど、学習機会や学習情報の提供、学習支援の充実により、人権意識の高揚に努める必要があります。

中でも、青年期の学習機会については、青年がよく集まる場所に出向いての広報やイベントの活用、地域の行事と関連した学習や交流の場の提供等の工夫も大切です。

また、地域の住民が自主的に様々な施設や機関と連携して、多様な学習機会を工夫することも有効です。

○ 人権教育の学習に役立つ様々な情報を提供するとともに、様々な学習機会を提供する市町村の取組を支援します。

(7) デジタル化への対応

社会全体のデジタル化が進展する中、学習者の利便性の向上や取組の効率化を図るため、これまでの研修の実施方法等を見直し、デジタル化への対応を進めていく必要があります。

また、学習者は、主体的にICTを活用し、より良い学習や生活をするためにも、自他の人権に配慮した、適切で責任ある行動規範を身に付けることが大切です。

- オンラインによる研修機会の提供や講演動画の配信など、インターネット等の情報通信ネットワークを活用して、できるだけ多くの人に学習機会を提供します。
- 個人のニーズに応じて繰り返し研修できるようeラーニング資料等の充実を図ります。
- 対面のコミュニケーションでは思いもよらない誤解によるトラブルや人権侵害、著作権等の知的財産権、プライバシーの侵害等を防止するために、情報モラル〔※25〕の周知に努めます。
- 研修等の実施に当たっては、市町村、関係機関等と連携しながら、誰もが参加しやすいように、情報やサービス、ソフトウェア等のアクセスのしやすさ（アクセシビリティ〔※26〕）の向上や、ICTを利用できる人と困難な環境にあって利用できない人との格差（デジタルデバイド〔※27〕）の解消に努めます。

〔※24〕 各時期については、中央教育審議会答申で、義務教育就学前段階は「乳幼児期」、義務教育の時期は「少年期」、義務教育終了後から成人までは「青年期」、それ以後は高齢期も含めて「成人期」と示されています。

〔※25〕 「情報モラル」とは情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のことです。

〔※26〕 「アクセシビリティ」とは、情報やサービス、ソフトウェア等のアクセスのしやすさを表します。特に、高齢者や障害のある人にとって、どの程度利用しやすいかということを意味しています。

〔※27〕 「デジタルデバイド」とは、インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差のことです。

(8) 人権侵害への対応

学校園においては、人権教育の充実に努め、幼児児童生徒への人権侵害や差別が発生しないようにすることが大切です。しかし、人権侵害や差別事象等が発生した場合には、次のようなことに留意しながら対応する必要があります。

- ・ 人権を侵害された被害者の人権回復を最優先し、適切な対応と心のケアを行う。
- ・ 被害者に対する非難など、二次被害が発生しないようにする。
- ・ 差別や人権侵害は許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 校長は、役割分担等を決定し、関係者から聞き取った情報から、事実関係を正確に把握する。
- ・ 校内に設置した対策委員会等において原因や背景を分析し、対応方針、指導方針等を決定する。
- ・ 関係の教育委員会等と連携を図りながら、全教職員の課題として、学校園の主体性において解決する。
- ・ 報道機関等への窓口を一本化して対応に当たる。
- ・ 場合によっては、緊急保護者会など説明会を開催する。
- ・ これまでの人権教育の内容や方法を見直すとともに指導の充実に努め、再発を防止する。

○ 人権侵害の未然防止や、人権侵害が発生した場合の適切な対応等について教職員に周知します。

(9) 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重

人権教育の推進に当たっては、ボランティア団体やNPO等、人権に関わる様々な民間団体との連携や協働を視野に入れる必要があります。その際、学校教育や社会教育における教育活動と、特定の立場に立つ政治運動・社会運動とを明確に区別し、公教育としての主体性を持ち、教育の中立性を確保して、人権教育に取り組む必要があります。

また、人権教育は、一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう十分留意します。

なお、人権問題や人権教育の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、その内容はもとより、実施の方法等においても、幅広く理解と共感を得られるものにする必要があります。

○ 人権教育の推進に当たっては、教育の中立性に留意するとともに一人一人の自主性を尊重し、幅広く理解と共感を得られるよう、取組の内容や方法について創意工夫を図ります。

5 各人権課題に対する取組

(1) 女性

ア 現状と課題

国の「男女共同参画社会基本法」（平成11（1999）年制定）及び「男女共同参画基本計画」（平成12（2000）年策定）を受け、平成13（2001）年に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が制定され、平成13（2001）年策定の「おかやまウィズプラン21」から平成28（2016）年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、女性の進出分野の拡大など、制度面等の整備が総合的、計画的に進められてきました。

しかし、令和元（2019）年10月に実施した「岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っていることが示されています。また、配偶者等からの暴力（DV）の相談件数が高い水準で推移するなど、男女間の暴力の根絶が依然として重大な課題となっています。このことは、児童虐待や貧困といった問題にもつながっていくことがあります。

また、児童ポルノやいわゆる「JKビジネス」のような児童生徒等の性を対象とした営業形態、アダルトビデオへの出演を強要するといった若年層を狙った性暴力や性的搾取が問題となっています。

これらの状況を背景に、県では、施策の更なる充実を図るため、国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、令和3（2021）年3月に「第5次おかやまウィズプラン」を策定しました。その中では、四つの基本的な視点「男女の人権の尊重とパートナーシップの確立」「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」[※28]に気づく視点」「女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援」「さまざまな主体との協働の推進」が示されています。

全ての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

イ 基本的な方針

性別による固定的な役割分担意識を解消し、幼児期から人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現を目指すため、学校園・家庭・地域、職場など社会のあらゆる場において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画についての基本的な理解を促進するなど、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。また、男女間のあらゆる暴力を防止する教育を推進します。

さらに、学校園や家庭・地域等において、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、男女共同参画の視点に立った教育を推進するための環境づくりの取組を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○男女平等を推進する教育の充実

個人の尊厳、男女の平等と相互協力等について理解を深める教育を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科、特別活動等における指導方法の工夫・改善を図ることができるよう支援します。

また、メディアによる情報を、性差別や性別による固定的役割分担、偏見につながって

[※28]「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー/gender）」とは、人間の生まれについての生物学的性別（セックス/sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」や、それらに基づく性別役割分担意識にみられる男性、女性の別をいいます。

いないかという人権の視点から捉え直し、主体的に判断し、活用する力を養うための教育を推進します。

○男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進

社会的、職業的自立に向け、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性等について理解を深め、児童生徒一人一人のキャリア発達〔※29〕を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育成します。

○男女間のあらゆる暴力を防止する教育の推進

セクシュアル・ハラスメント、DV、デートDV、ストーカー行為やリベンジポルノ等、男女間のあらゆる暴力を防止するための教育を推進します。

また、暴力に頼ることなく自他を大切に扱ったり、人権侵害に対して自己防衛したりすることができるような取組を支援します。

○性に関する取組の充実

児童生徒が、心身の発育・発達と健康、性感染症や性被害等の予防等の性に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるよう取組の充実を図ります。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）〔※30〕の重要性についての理解を促進し、発達段階に応じた取組を促進します。

○性別に関わりなく一人一人を尊重する教育を進める環境づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮できるような環境づくりを支援します。

また、学校園生活の様々な場面や発行物・掲示物等の表現などについて、性別による固定的な役割分担意識や偏見につながっていないかという視点で見直す取組を支援します。

○研修や指導資料等の充実

教職員の指導力向上を図るための研修を実施します。また、人権教育指導資料の活用を促し、男女平等を推進する教育を充実します。

② 家庭・地域

○男女共同参画に関する研修の充実

家庭において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、子どもが個性や能力を発揮できるような環境づくりを進めるため、関係機関やNPO等とも連携を図りながら、PTA等を対象とした研修を実施します。また、メディアの中にある性差別について考える学習を行います。

○理解の促進を図るための資料の整備

男女平等を推進する教育についての考え方や男女間のあらゆる暴力防止、女性の権利に関する法令や条例等について、県民の理解を図るための資料を整備し、男性も女性も男女共同参画を「自分の問題」「社会に大きな意味を持つもの」と認識できるよう、広報・啓発活動に取り組みます。

○市町村の取組の支援

市町村が行う住民への研修機会の提供や、男女間のあらゆる暴力防止のための教育を支援します。

〔※29〕「キャリア発達」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいいます。

〔※30〕「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」とは、平成6（1994）年のカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方で、安全な妊娠・出産、性感染症の予防等を含む女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康とその権利のことをいいます。

(2) 子ども

ア 現状と課題

我が国では、平成6（1994）年に批准の「児童の権利に関する条約」（平成元（1989）年国連総会採択）を踏まえて、「児童福祉法」「児童虐待の防止等に関する法律」等を改正するなどして、子どもの権利擁護に関する施策の充実が図られてきました。

また、平成27（2015）年には、公職選挙法の選挙権年齢等の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者も国政の重要な判断に参加することができるための政策が進められてきました。こうした中で、民法でも、令和4（2022）年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

県では、「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」（平成29（2017）年策定）、「岡山いきいき子どもプラン2020」（令和2（2020）年策定）により、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが進められています。また、子育てに不安や悩みを持つ親が増加し、児童虐待については、依然、深刻なケースも見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を進める必要があり、県では平成27（2015）年に「岡山県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。さらに、平成28（2016）年4月からこの条例に基づき、子ども虐待の防止に向けて、県機関が取り組むべき行動計画を毎年策定し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長する社会の実現を目指しています。

しかし、地域社会のつながりが希薄化する中で家族形態は多様化し、孤立する家庭も出てきています。DVや虐待だけでなく貧困やヤングケアラー、不就学等、子どもの健やかな育ちに影響を与える問題もコロナ禍の中で顕在化してきています。学校における暴力行為やいじめ、不登校については様々な取組が行われてきていますが、いまだ厳しい状況にあります。さらに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）〔※31〕の普及によりインターネットを介したいじめや誹謗中傷、プライバシーの侵害、犯罪等、子どもを取り巻く問題への早急な対応策が求められています。また、子どもの自殺予防の対策も必要となっています。

さらに、児童買春・児童ポルノ、薬物乱用等の子どもの健康や福祉を害する犯罪も見受けられます。

このような現状の中で、大人には子どもの人権や安全を守る責務があります。その責務は、保護や監視を強化するという方向ではなく、一人一人の個性を尊重し、権利主体としての子どもが、正しい知識や技能を身に付けることによって、様々な暴力や有害情報から身を守るとともに、SNSの利用は、利便性と人権侵害が隣り合わせであることを理解した上で、豊かな人間関係を形成できるよう支援していく必要があります。

一方、子どもの貧困率が平成30（2018）年時点で13.5%となり、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしており、子どもの貧困問題が深刻化しています。（令和元（2019）年国民生活基礎調査：厚生労働省）

いわゆる貧困の連鎖によって、子どもの現在及び将来が閉ざされることは決してあってはならないことであり、教育の機会均等などを図ることは重要です。

イ 基本的な方針

子ども自身が、次代の担い手としての責任を自覚して主体的な生き方を身に付けることができるように、学校園・家庭・地域が連携して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが生きていく上で基本となる資質能力を育む教育を推進します。

その際、幼児児童生徒が人権について正しく理解し、自己肯定感を高め、自他を大切にする人権感覚を身に付けるよう取り組みます。とりわけ、生命を大切にするとともに、正義感、公

〔※31〕「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）」とは、インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができます。

正さを重んじる心や他者と共に生きていこうとする態度を育む取組の充実を図ります。

また、子どもたちが夢の実現への挑戦を通して、自分を高める力を養う「夢育」〔※32〕を推進するとともに、関係部局と連携し、いじめや暴力、虐待を容認しない社会全体の意識の高揚を図ります。

特に、いじめ問題への対策については、平成25（2013）年9月施行の「いじめ防止対策推進法」により平成26（2014）年3月に策定した「岡山県いじめ問題対策基本方針」（平成30（2018）年1月改定）に基づき、「岡山県いじめ問題対策連絡協議会」等により学校や関係機関等が連携して、総合的かつ効果的に推進します。

さらに、「児童の権利に関する条約」など、子どもの人権に関係が深い様々な条約や国内の法令の趣旨に沿って、子どもの人権尊重に向けた取組を進めます。

なお、教育の推進に当たっては、発達段階に応じた学習課題を設定し、効果的な学習に取り組むことができるプログラムや資料を提供するなどの条件整備に取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○豊かな心の育成

社会性や豊かな人間性を育む観点から、自然体験活動、社会体験活動、ボランティア活動、様々な人との交流活動等を積極的に推進します。また、幼児児童生徒それぞれの発達段階に応じて、各教科や、身近な動植物に触れて生命の誕生や終わりに遭遇するなどの体験活動等を通して、生命の大切さについて考える教育を推進します。

○人間関係づくり

様々な人との関わりを通じた連帯感、コミュニケーション能力等を育成し、いじめ・暴力など身近な人権問題をみんなの問題として解決していこうとする人間関係づくりについての指導の充実を図ります。

○暴力等を防止する取組の充実

暴力や虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、デートDV、児童買春、薬物乱用、性感染症等の防止を目的とした取組や、幼児児童生徒の安全を守るための指導の充実を図ります。

○いじめ・自殺等の未然防止の取組の推進

24時間対応でいじめ等の電話相談を実施するなど、教育相談体制をさらに充実させるほか、いじめ等の問題に直面した経験のある当事者や関係者によるいじめの重大さや命の大切さに関する出前授業の実施や、人権教育指導資料Ⅷ「こころ～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～」(平成26(2014)年3月)等を活用した教職員の指導力の向上等、いじめ、自殺等の未然防止の取組の充実を図ります。また、就学前から高等学校までの各学校種間の連携を強化するとともに、学校・家庭・地域・関係機関等と連携した取組等を一層推進します。

特に、誹謗中傷やいじめなどに繋がるスマホ・ネット問題〔※33〕については、子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発、携帯電話事業者との連携によるフィルタリング〔※34〕の利用促進などに総合的に取り組むとともに、学校と家庭・地域との連携を強化し、子どもを守る体制づくりの構築を推進します。

〔※32〕「夢育」とは、子どもたちの学びを進めるに当たり、学びに積極的・主体的に取り組んでいけるよう、子どもたちの夢を育み、それに挑戦していく経験を通して、意欲や自信などの「自分を高める力」を育てる教育です。

〔※33〕スマートフォン等を長時間利用することによる依存症や、いじめなどにつながるネット上の人権侵害、コミュニティサイトに起因する犯罪被害など、スマホやインターネットをめぐる諸問題があります。

〔※34〕「フィルタリング」とは、インターネット上の有害な情報を閲覧できないように制限をかけることです。

○児童虐待防止の取組の充実

児童虐待の予防や早期発見、虐待を受けた幼児児童生徒の自立支援のために、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」第二版（平成30（2018）年3月）及び「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省・令和2（2020）年6月改定）を活用して、教職員の指導力を高めます。また、児童相談所をはじめとする関係機関等とのネットワークを強化し、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

○自立支援の取組

人権を擁護する観点から教育上配慮を必要とする幼児児童生徒一人一人が、個性や能力に応じた進路を見出し、自己実現できるよう支援します。

また、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもの現在及び将来が閉ざされることは決してあってはならないことであり、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

○主権者教育の取組

子どもの発達段階に応じて、現実にある課題等について自らの問題として主体的に考え、判断するといった学習活動や具体的な実践・体験活動を通して、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担うことができる力を身に付ける教育を推進します。

○消費者教育の取組

成年年齢に達すると保護者の親権を離れ、一人で有効な契約をすることができるようになる一方、自分の判断や行動についての責任が増します。契約の基礎や重要性、消費者被害の背景とその対応等についての知識・技能を身に付け、消費生活に関して必要な情報を収集し、適切な消費行動をとること等ができる自立した消費者の育成に取り組みます。

○親の役割や子育てについて学ぶ学習の設定

青年期には、親の役割について学習したり、乳幼児の世話をする体験をしたり、子育てについての認識を深めたりする教育を推進します。

○幼児児童生徒の人権を尊重する環境づくり

日常的に一個の人格として接し、幼児児童生徒一人一人の大切さを強く自覚した教育指導や学校園の運営が行われるよう支援します。

幼児児童生徒の人権が尊重される学級経営等ができるよう、研修の充実を図るとともに、発達段階に応じた指導資料等を整備します。

また、教職員研修などを通じ、「児童の権利に関する条約」の趣旨についての理解と認識を深めるなど、人権意識の高揚に努めます。

② 家庭・地域

○保護者の学習機会の提供

家庭は、子どもの人権意識の基礎が培われる場であることを考慮し、基本的生活習慣が確立され、子どもたちに豊かな情操や善悪の判断力、生命を大切にする心、他人に対する思いやりの心等が育つよう、保護者の子育てを支援する学習機会や情報提供の充実に努めます。

○相談体制の充実

家庭教育の悩みや不安に対する相談体制の充実を図り、継続的、かつ、きめ細かな支援を進めます。

○体験活動の機会の充実

子どもが豊かな人間性を身に付けることができるように、自然体験・社会体験・ボランティア活動など様々な体験活動の機会の充実を図る取組を進めます。また、子どもが、地

域の活動に参加することによって、様々な世代の人と幅広い人間関係を築いていける機会の充実を図ります。

○子どもの居場所づくり

学校の余裕教室や公民館等を利用して「子どもの居場所」を開設し、様々な体験活動や交流活動を実施するなど、NPO等との連携も図りながら、地域ぐるみで子どもを育てる環境が整備されるよう支援します。

○自立支援の推進

学校園と市町村、関係機関、NPO等との連携を強化し、いじめや非行の防止を図るとともに、いじめの被害を受けるなど、人権を擁護する観点から教育上配慮を必要とする子どもの自立を支援します。

不登校の子どもが、自分を見つめ直し、将来の自分の姿を思い描くことができるように、また、学校教育と社会教育の関係者等が連携しながら、子どもの自立を支援する取組を進めます。

また、家庭の経済的な理由により子どもの将来が閉ざされることのないよう、関係機関・NPO等との連携のもと、教育の支援を推進します。

○児童虐待防止の取組の充実

児童虐待を防止するため、関係機関等と連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、子どもを保護・支援する取組を充実させるとともに、子育てに不安や悩みがある保護者に対する相談機関の周知やネットワークづくりに努めます。

○子どもの人権が尊重される社会づくりの推進

子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」について広報啓発活動を推進するとともに、児童虐待、いじめ防止等についての啓発の充実を図ります。

(3) 高齢者

ア 現状と課題

県においては、高齢化が急速に進み、令和2（2020）年の国勢調査によると、高齢者の割合は約30%で、高齢者のみの世帯は、全世帯の約25%を占めています。多年にわたり社会の発展のために貢献してきた高齢者が、常に心身の健康を保持し、その培ってきた知識と経験を生かしつつ社会参加を進め、社会の一員として尊厳を保持しながら、住み慣れた地域や家庭で安全・安心に生活することは極めて大切です。

しかし、加齢に伴い疾病等で寝たきり状態になったり、認知症等で日常生活への適応が困難になったりするなど介護を要する高齢者が増加し、介護の長期化や重度化等による家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担が増大しています。

また、虐待や所在不明など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題も生じています。

このような状況を踏まえて、平成18（2006）年4月には高齢者の権利擁護や虐待の早期発見等を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行（平成29（2017）年6月最終改正）されました。

また、高齢者が、いわゆる振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害などの被害者となる事件も、依然として後を絶たない状況が続いています。

イ 基本的な方針

高齢社会を明るく活気に満ちたものとし、社会の発展に貢献してきた高齢者が、その豊かな経験と知恵を生かして、老後の充実した人生を享受できるような生活を保障することは重要です。高齢者が安心して生活することのできる社会の形成は、全ての国民が安心して生活することができる、人権が尊重された社会の実現にもつながります。

そこで、全ての人が高齢者に対する尊敬と感謝の念を深め、その尊厳が保持されるように、

家庭・地域で果たす役割や、加齢に伴う認知症など高齢者の心身の特徴等について理解と認識を深める教育を推進します。また、高齢者の尊厳を支える介護の在り方についての理解を進めます。そのために、高齢社会や介護・福祉等に関する研修や学習機会を提供するとともに、高齢者と他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を一層促進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○高齢社会や介護・福祉についての理解の促進

児童生徒の発達段階に応じて、社会科や公民科、家庭科等において、高齢社会や介護・福祉等について理解を深める教育を推進します。

○高齢者に対する尊敬と感謝の念の醸成

地域における触れ合い活動や生活科等の教科、総合的な学習（探究）の時間等において、高齢者から豊かな知識や技能、経験等を学ぶ体験やボランティア活動等を行うなど、幼児児童生徒が高齢者に対する理解や尊敬、感謝の念を深めることができる取組を進めます。

○認知症についての理解の促進

認知症に対する理解を深め、地域での見守り支援を広げていくため、学校等での認知症サポーター養成講座の開催等を通じて正しい知識の普及を図ります。

○教職員研修の充実

高齢社会や介護・福祉に関わる支援体制、成年後見制度〔※35〕等についての教職員の理解と認識を深める研修の実施や、指導資料の活用を図ります。

② 家庭・地域

○学習機会の提供

高齢社会や介護・福祉に関わる支援体制、成年後見制度等について、理解を深める学習機会を提供します。また、認知症に対する理解を深め、地域での見守り支援を広げていくため、地域・職域等での認知症サポーター養成講座の開催やキャラバン・メイト〔※36〕の養成などを通じて正しい知識の普及を図るとともに、キャラバン・メイトの活用を促進します。

○高齢者の生きがいとなる機会や活躍の場の提供

高齢者がその豊かな知識や技能、経験を生かしながら社会参加して活躍し、そのことが生きがいとなるような機会を提供します。

（４）障害のある人

ア 現状と課題

障害のある人の人権については、国では、「障害者の権利に関する条約」に平成19（2007）年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成23（2011）年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24（2012）年）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25（2013）年）の施行、そして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25（2013）年）を経て、平成26（2014）年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

〔※35〕「成年後見制度」とは、財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

〔※36〕「キャラバン・メイト」とは、認知症を正しく理解し、地域や職場で認知症高齢者や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する際、その講師役を務める者のことをいいます。

こうした中、県では、令和3（2021）年3月に「第4期岡山県障害者計画」及び「第6期岡山県障害福祉計画」を策定し、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的、計画的に施策を推進しています。

また、様々な障害の特性を理解して、困っていることに対して、ちょっとした支援や心くばりなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会の実現をめざしていく「あいサポート運動」や、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めています。

その結果、ノーマライゼーションの理念〔※37〕が浸透してきており、障害のある人が、持てる力を最大限に発揮しながら積極的に社会に参加できるようにするべきであるという考え方が広まってきています。

しかしながら、家庭や地域において生活することや、持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの要求や願望があっても、現実には様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集など実現が困難なことがあります。このことから、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、一層の理解を深める取組が必要と言えます。

障害のある子どもに対しては、自立と社会参加に向けて、乳幼児期から学校卒業後にわたり、関係機関と連携を図りながら計画的な教育や療育を行うこと、また、その保護者に対しては、子育ての困難さを理解し、適切に支援することが必要です。

イ 基本的な方針

障害のある人にとって住みよい社会は、あらゆる人にとって住みよい社会であるという認識に立ち、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに敬愛し支え合い、共に生活していく社会の実現に向けて、教育の充実を図っていくことが必要です。

そこで、障害のある人とない人が相互に交流して、正しい理解と認識を深める取組を進めていきます。また、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等、障害者差別解消に向けた取組を推進し、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮できるよう支援していきます。

さらに、障害のある人が自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくことを尊重し、自立と社会参加の促進を図る教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○障害のある人についての理解の促進

ノーマライゼーションの理念に基づき、各教科、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、多様性の尊重の視点に立って障害や障害のある人に対する正しい理解を深める教育を推進します。

また、交流及び共同学習を積極的に推進し、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、幼児児童生徒や地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めることができるよう取組を進めます。

○「心のバリアフリー」に関する教育の充実

身体の機能や心身の発達は様々で、その機能や発達の差異等によって生活の中で様々な困難につながる場合があります。また、病気や事故等で心身の機能の一部を失うことによって生活の中で困難さにつながる場合があります。こうした困難さは外見では分からない場合があります。

障害とはこうした困難さが様々な社会的障壁によって生み出されることであり、体験や学習等を通して具体的に理解できるような指導方法を工夫し、障害のある人に対する偏見

〔※37〕「ノーマライゼーションの理念」とは、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らせる社会を目指す考え方です。

や差別を解消する教育を推進します。また、障害のある人や家族、支援者との交流や触れ合いを通して、共に理解し合う機会を提供します。

○特別支援教育の充実

早期の適切な療育・相談のために、保健所や児童相談所とともに、特別支援学校が、必要な助言・指導を行うなど地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすよう努めます。そして、障害のある幼児児童生徒が在籍する全ての学校園において、一人一人の自立と社会参加を目指し、生きる力を育むことができるよう教育実践に取り組むとともに、関係機関との連携に努め、相談体制の充実や支援体制の構築を図ります。

その際、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなど、障害の重複化、多様化に対応した指導の充実を図ります。

また、就労による社会自立を目指す生徒に対する支援を充実させるとともに、就職した生徒の就労が継続するよう、関係者との連携・協力を進めます。

今後、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム〔※38〕構築の理念に基づきながら、取組の充実を図ります。

○教職員研修の充実

障害のある人の特性や「障害者差別解消法」に基づく、不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供等について理解の推進を図り、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深めることができるよう、研修の充実を図ります。

② 家庭・地域

○ノーマライゼーションの理念の普及

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合うことのできる共生社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及に取り組みます。学校園におけるインクルーシブ教育や企業における障害者雇用の取組についての情報提供、パラスポーツ等の体験の機会の提供など、学習内容や方法の工夫に取り組みます。

○ユニバーサルデザインの考え方の促進

ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を深めるには、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりの視点で考える必要があります。多様な立場へのきめ細やかな配慮と対応、さらに企業の情報や製品、サービスのユニバーサルデザイン化の取組等を知ることが地域のユニバーサルデザインの推進につながります。そのためには、様々な立場を理解する体験型のワークショップや、まちづくりへの参画の場の提供など学ぶ場と機会を提供します。

○特別支援教育についての理解の促進

特別支援教育についての理解を図るため、地域の学校園に在籍する幼児児童生徒や保護者に対し、特別支援教育に関する教育相談や情報提供を行うとともに、就学前における障害のある幼児の教育相談を早期から行います。

○交流の促進

特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の学校に在籍する児童生徒と共に育ち、学ぶことができるよう、居住地校交流を推進します。

また、障害のある幼児児童生徒等と地域の人たちとが、触れ合い、共に活動する機会を積極的に設けるとともに、福祉施設等との連携を図ることにより、偏見や差別の解消を目指した交流を進めます。

〔※38〕「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みのことをいいます。それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることが最も本質的な視点です。

(5) 同和問題

ア 現状と課題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権に関わる課題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。

昭和40（1965）年の「同和対策審議会答申」（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」、また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」とされました。この同対審答申を受けて、昭和44（1969）年に制定された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、合わせて「特別法」という。）に基づき、33年間にわたり、県では、国や市町村との密接な連携のもとに、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。

これらの施策の推進と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展を見ました。このため、平成14年（2002）3月末に特別法に基づく同和対策が全て終了した後、県では、同和問題の解決に向けた行政を一般対策で取り組んできました。

平成28（2016）年12月には、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が公布、施行され、差別解消に必要な教育及び啓発に努めてきました。

令和元（2019）年の3回目の「人権問題に関する県民意識調査」では、同和問題に関する人権問題が起きていると思っている人は前2回の調査に比べて減少しており、今までの取組が一定の成果につながるなど、同和問題は解決に向かってはいます。一方で、若年層では減少しているものの、結婚問題での周囲の反対、身元調査などで差別意識が見られるとの回答が依然としてあることから、引き続き差別意識の解消に取り組む必要があります。

なお、同和問題を口実として、高額な書籍を売りつけるなどのえせ同和行為は、被害は減少しているものの、依然として発生しています。

県では、同対審答申の趣旨や平成8（1996）年の「地域改善対策協議会意見具申」の考え方を踏まえ、部落差別解消推進法及び同法の附帯決議の趣旨を尊重し、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関・団体等と連携して、差別意識の解消のための取組等を進めていきます。

なお、令和元（2019）年8月の「人権問題に関する県民意識調査」の結果において、同和問題の解決のためには、人権教育・啓発広報活動を推進することが必要との回答割合が最も高いことから、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点のもとに、様々な場を通じて、啓発・教育を進めていきます。

イ 基本的な方針

人権意識の高揚を図り、部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育の成果や「部落差別解消推進法に係る実態調査」の結果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

同和問題についての理解と認識を深める教育の推進に当たっては、部落差別の歴史に関する研究の成果を踏まえて取り組みます。また、他の人権問題との関連を図ったり、ワークショップ等の参加体験型学習の手法を取り入れたりするなど、学習内容や方法の一層の創意工夫を図ります。

また、えせ同和行為の排除に積極的に取り組むとともに、インターネット上の差別書き込みや差別文書等、極めて悪質な差別事象が後を絶たないことから、差別などの人権侵害を許さない人権尊重社会の実現を目指して、人権意識を高めていきます。

これらの取組を、市町村や教育研究団体、法務局と連携・協働して推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○同和問題についての理解と認識の深化と実践的態度の育成

児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けることにより、同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的態度を養う教育を推進します。

取組に当たっては、歴史的経緯やこれまでの取組の成果、児童生徒を取り巻く地域の実態を踏まえて具体的な目標・計画を立て、教育活動全体を通じて行います。また、小学校・中学校・高等学校等が連携を図りながら推進できるように支援します。

○教職員研修の充実

同和問題についての理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を充実します。

○学校園間の連携及び家庭・地域との連携

各学校園の教育課題を明らかにしながら、学校園間の連携や、保護者や地域の人々との連携を図る取組を進めます。

② 家庭・地域

○学習内容や方法等の創意工夫

地域の実情や学習者の意識や実態を踏まえて、学習内容や方法等に創意工夫を加え、取組の充実を図ります。

○社会教育施設の活用の促進

人権の視点に立ち、社会教育施設の有効な活用を促進し、同和問題に関わり課題解決を必要とする人の自立を支援します。

○保護者の学習機会の充実

家庭は、子どもの人格や人権意識の形成等、子どもの成長に大きな影響を与える重要な場であり、また、学校教育と社会教育との接点としての役割を果たす場でもあります。したがって、同和問題についての正しい理解を深め合えるよう、保護者の学習機会の充実を図ります。

○研修会等の支援

部落差別の不合理について理解を深め、差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、国、市町村や関係機関等との連携を図るとともに、市町村が実施する住民を対象とした研修会や講座に、多様な学習情報等を提供します。

(6) 外国人

ア 現状と課題

日本人が外国に出かけ、異なる文化に接する機会や、日本を離れて外国で暮らしたり、外国の企業で働いたりする機会が増えています。

国内においても、人口減少や高齢化が急速に進行する一方、短期の観光だけでなく、就労や留学等の様々な理由で来訪する外国人が増加し、定住化も進んでいます。異なる文化や宗教、生活習慣を持つ外国の人々と相互に理解し合いながら生活することが求められています。また、学校園においても、多様な文化や宗教的背景、生活習慣、学習経験を持つ子どもたちが学んでいます。

県内の在留外国人数は、令和2（2020）年12月末現在31,313人で、増加傾向にあります。かつては多数を占めていた韓国・朝鮮籍の人が減少する一方で、ベトナム籍の人が増加していま

す。また、永住者や技能実習生が増加し、定住化が進んでいます。さらに、平成31(2019)年度からは新たな在留資格である「特定技能」による受け入れが始まりました。それに伴い、日常生活や雇用の場等において、日本人と在住外国人との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、在住外国人や帰化によって日本国籍を取得した人に対する偏見や差別、蔑視が少なからず見られ、近年、社会的関心を集めているヘイトスピーチ〔※39〕は、人としての尊厳を傷付け、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることになりかねません。このため、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆるヘイトスピーチ解消法。）」が施行され、国と地方公共団体はその解消に向けた取組を進めています。

県では、これまで多文化共生社会づくりに向け、在住外国人支援のための各種施策を推進してきました。

また、平成28(2016)年のG7倉敷教育大臣会合の「倉敷宣言」においても、国際協働による、異なる考え方や価値観に対する寛容な精神など、多文化共生社会の構築に向けた能力の育成の重要性などが盛り込まれました。

異なる国籍・文化的背景・価値観を持つ人々が互いに多様性を認め合いながら、同じ地域に住み、共に地域をつくる一員として、お互いを尊敬・尊重し安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発を一層進めていく必要があります。

イ 基本的な方針

真の国際化に対応した社会を築くためには、外国人に対する偏見や差別を解消し、多様性を認め合い、互いを尊重する態度を養うなど、積極的交流を通じて、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることが大切です。そこで、人々が諸外国の歴史や文化、宗教、生活習慣等の理解を深めたり、外国人と直接触れ合ったりする国際理解教育を推進します。

また、我が国では、在日韓国・朝鮮籍の人々を取り巻く歴史的経緯や環境についての認識が十分とは言えず、民族名を名乗りにくいなどの問題が存在しています。さらに、帰化によって日本国籍を取得した人等に対する差別もあります。これらのことについて、様々な機会を通して理解の促進を図り、偏見や差別の解消に努めます。

さらに、令和元(2019)年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、日本語教育の必要な在住外国人等に対して、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の提供に努めます。また、在住外国人の相談・支援の取組を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○国際理解教育の充実

各教科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、世界の国々の歴史や文化、宗教、生活習慣、価値観等を正しく理解する教育を充実し、広い視野を持ち異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育を推進します。

○教職員研修の実施

在住外国人との交流を取り入れた教職員研修を実施し、異文化に対する理解を促進します。

○在住外国人の幼児児童生徒等への支援

日本語指導の必要な在住外国人の児童生徒が通学する公立小・中学校への教員加配に努

〔※39〕「ヘイトスピーチ」とは、人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為のことです。

めるとともに、教育相談体制の充実を図ります。また、ボランティアによる学習支援を推進します。

② 家庭・地域

○国際理解教育の推進

各種研修会や講座等において、外国人に対する偏見や差別を解消するための学習機会を設けるとともに、異文化理解を図るための情報提供をします。

また、在住外国人との交流活動が促進されるよう支援します。

(7) ハンセン病問題

ア 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症で、長期にわたり大量の菌と接触することによりはじめて感染が起こります。感染しても発病に至ることは稀です。現在では治療法が確立し、薬により確実に治る病気となっています。昭和6（1931）年の「らい予防法」により患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や回復者及びその家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。

県には、日本で最初の国立ハンセン病療養所である「長島愛生園」と「邑久光明園」の二つの療養所があり、令和3（2021）年9月1日現在で、190人が生活しています。また、かつては全国で唯一の入所者のための高等学校（県立邑久高等学校新良田教室）もありました。昭和63（1988）年には長島と本土との間に邑久長島大橋が開通し、様々な交流が行われるようになりました。しかし、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され強制隔離が終わった後も、入所者の多くは長年にわたる隔離により家族や親族などとの関係が断絶し、自身の高齢化等もあり、病気が完治していても社会復帰は困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

平成21（2009）年4月には、ハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復等のための措置等を規定する「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、これに基づき、平成23（2011）年3月、医療・福祉の充実や人権教育の推進を基本目標に掲げた「長島愛生園」「邑久光明園」の将来構想が策定されました。

また、この問題は回復者本人だけではなく、その家族等にも長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いてきました。そのため、令和元(2019)年6月の「ハンセン病家族訴訟」の判決を受けて、国は回復者の家族に謝罪し、同年11月には家族への補償を目的とした「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を施行し、併せて「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を改正、家族の名誉回復やその境遇を踏まえた普及啓発に取り組むこととしています。

今後も引き続き、交流活動等を通して、ハンセン病問題についての正しい理解と認識を深める教育に取り組む必要があります。

イ 基本的な方針

ハンセン病問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、こうした過ちを繰り返さない、二度と起こさないための教育の充実を図っていくことが必要です。

本県には二つの国立ハンセン病療養所があることを踏まえ、正しい情報の提供や邑久長島でのフィールドワーク、ハンセン病回復者との交流の促進に取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する教育の充実

ハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深める教育を推進します。

○療養所の訪問とハンセン病回復者との交流

療養所の訪問や交流等を通して、偏見や差別に立ち向かい、人権の回復に取り組んできた当事者や家族等の心情への理解を深めることができる教育を推進します。

○教職員研修の充実

教職員の理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を充実します。

○資料の充実

児童生徒の発達段階に応じた資料を整備するとともに、その活用を図ります。

② 家庭・地域

○理解の促進を図るための支援及び広報活動

ハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深めるための研修を実施するとともに、市町村が行う住民への研修機会を提供する取組を支援します。

また、学習に役立つ資料の整備や情報提供に努めます。

○療養所の訪問と交流活動の推進

療養所の訪問やハンセン病回復者との交流を推進します。

(8) 患者等

ア 現状と課題

【H I V感染症・エイズ】

H I V感染症は、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による感染症で、進行して免疫不全を引き起こした状態を後天性免疫不全症候群（エイズ）と呼んでいます。エイズは、昭和56（1981）年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国においても、昭和60（1985）年に最初の患者が発見されて以来、性的接触による感染を中心に拡大しています。

H I V感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、近年の新しい治療薬の開発等により、H I Vに感染しても、発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能になっているほか、治療を継続して体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルにまで下げられることも確認されています。

しかし、エイズ患者やH I V感染者に対しては、疾病についての正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。

H I V感染症及びエイズについて誤解や偏見をなくすとともに感染を未然に防ぐため、正しい理解を促進するための教育に取り組む必要があります。

【感染症・難病等】

結核や肝炎等の感染症、難病、公害・原爆被爆・原発事故被曝による疾病等に対する偏見や差別をなくすため、それぞれの疾病についての正しい理解を促進するための教育に取り組む必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症では、未知の病原体による感染拡大への不安の高まりから感染者や、感染者と接する医療従事者、また、その家族等に対する偏見や差別が起きました。このような新たな感染症に対しては、感染者の人権にも配慮しながら、関係機関と緊密な情報連携を図り、県民へ正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行い、偏見や差別による被害の未然防止に努める必要があります。

イ 基本的な方針

H I V感染症や難病等の疾病について正しい理解と認識を深め、偏見や差別解消のための教

育の充実を図っていくことが必要です。そのために、正しい情報の提供に努めます。

また、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、医療関係者等の人権に配慮しながら正しい知識や感染防止対策等の迅速な情報の提供に努めるとともに、行き過ぎた同調圧力等にも留意しつつ、感染者等に対する偏見や差別を防止するための教育の充実を図ります。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○患者等の人権に関する教育の充実

保健教育をはじめとする様々な教育活動の中で、HIV感染症等の疾病についての正しい理解と認識を深める教育を推進します。

各学校や地域の実態に応じて、系統的な「性に関する指導計画」の中にエイズ教育を位置付け、各学校種間の連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた取組を行います。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染防止に関する理解を深めるとともに、感染者等に対する偏見や差別を防止する教育を推進します。

○り患している児童生徒への支援

長期入院している児童生徒については、家族との連携を十分に取り、本人及び家族の思いや希望を受け止めながら、院内学級を設置することなどにより、児童生徒の自己実現を図ることができるよう支援します。

また、り患している幼児児童生徒やその家族等が差別的な扱いを受けることがないよう、誰でもり患する可能性があることを踏まえて指導・啓発を行います。

○教職員研修の充実

教職員の理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を充実します。

○資料の充実

児童生徒の発達段階に応じた資料を整備するとともに、その活用を図ります。

② 家庭・地域

○理解の促進を図るための支援

新型コロナウイルス感染症等の疾病がもたらす偏見や差別を防止するため、感染症や感染防止策についての正しい理解と認識を深める研修を実施するとともに、市町村が行う地域住民への研修機会を提供する取組を支援します。

また、学習に役立つ資料の整備や情報提供に努めます。

(9) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）については、直接的な被害にとどまらず、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において少しでも平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の尊厳や権利の保護を図るための諸方策が講じられています。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」に基づき、「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し施策を進めています。

県では、「岡山県犯罪被害者等支援条例」や「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

犯罪被害者等は、精神的、身体的、また財産上の直接的な被害だけでなく、被害後の様々な状況の変化や周りの人の言動による傷つき等の二次的な被害を受けるなど、様々な困難を抱えています。

イ 基本的な方針

犯罪被害者等に対しては、二次的な被害を含む人権侵害があることを理解し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等について理解する教育・啓発に積極的に取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

○理解を深める研修機会の設定

研修会等において、犯罪被害者等に対する人権侵害を防止するための講話を聞く機会を設けたり、犯罪被害者等の心情について理解を深めたりする取組を推進します。

(10) 刑を終えて出所した人等

ア 現状と課題

罪はその行為自体許されるものではなく、毅然とした対応が求められることは当然のことです。しかし、刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対して、あるいは、当人のみならずその家族に対しても根強い偏見や差別があります。また、本人に更生の意欲があるにもかかわらず、職業や居住等を選ぶ自由さえ奪われ、時には親戚等からも支援が受けられないなど、社会復帰の機会から排除され、生活に行き詰まる場合もあります。このように、立ち直りを目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

さらに、社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

刑を終えて出所した人等が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、親族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が必要となります。

イ 基本的な方針

プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることがないように、また、その家族の人権が侵害されることのないように、刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消するための教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

○理解を深める教育の推進

保護司等から話を聞くことなどにより、刑を終えて出所した人等及びその家族の思いや願いを知り、理解を深め、偏見や差別を解消するための教育を推進します。

(11) 性的マイノリティ

ア 現状と課題

一人一人の人間が持っている性には「性的特徴」（身体の性）、「性自認」（心の性）、「性的指向」（好きになる性）の要素が組み合わさっており多様です。いわゆるLGBT〔※40〕など性的マイノリティとされる人々は、いまだ周囲の理解が十分でないことから、偏見や差別

〔※40〕「LGBT」とは、女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性同一性障害を含む体と心の性が一致しない性別に違和を感じる人々(Transgender)の頭文字をとった言葉で性的マイノリティの例示として用いられることが多くあります。

に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくかったりする状況に置かれることがあります。例えば性同一性障害のある人のように、思春期あるいはそれ以前に自分の性別に違和感を自覚し始めながらも、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大となることが懸念されます。

性的マイノリティの人権の尊重については、国において、平成13（2001）年の人権擁護推進審議会の最終答申で、差別的取扱いに対する積極的な人権救済が取り上げられ、法務省においても啓発活動等が行われています。

また、性同一性障害のある人については、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には性別の取扱いの変更ができるようになりました。

また、平成27（2015）年頃からは、同性の二者が婚姻と同等の関係にあることを証明する「パートナーシップ制度」等の取組が、一部の地方公共団体で始まるなど、性の多様性についての認識も浸透しつつあります。

今後も、性自認や性的指向等を理由に、偏見や差別等を受けている性的マイノリティの人権問題に取り組む必要があります。

イ 基本的な方針

性的マイノリティが直面している問題を人権問題として捉える視点を持つことから始め、誤解・偏見や差別意識をなくし、問題解決に向けて具体的に行動する力を育成することが必要です。そのためには、性的マイノリティを正しく理解し、多様な性を認める教育や、性的マイノリティが自分らしく生きるための支援を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○発達段階に応じた性に関する取組の充実

児童生徒や地域の実態等に応じて、性的マイノリティについての理解を図るとともに、性的マイノリティに対する偏見や差別を解消する教育を推進するなど、性に関する取組の充実を図ります。

○教職員研修の充実

性の多様性への理解を深め、性的マイノリティに対する偏見や差別を解消するとともに、性的マイノリティの幼児児童生徒に対するきめ細かな対応や周りの幼児児童生徒に対する適切な指導が行えるよう、研修の充実を図ります。

○性的マイノリティへの支援体制づくり

文部科学省から出された「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」（平成22（2010）年4月）、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27（2015）年4月）及び「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28（2016）年4月）に基づき、学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、関係医療機関とも連携することができるよう、当事者の悩みや苦痛に迅速・適切に対応し、児童生徒の心情に十分配慮した支援を行います。あわせて、周りの児童生徒の不安や動揺・誤解を招くことのないよう、偏見や差別を解消する教育を推進します。

学校では、性的指向・性自認に関する差別やハラスメントにつながりかねない習慣、常識、制度等を見直すとともに、環境整備に努め、性的マイノリティへの理解者・支援者を増やす等の取組を進めます。また図書館や保健室等に関連する書籍等を置いて積極的に情報提供を行います。

② 家庭・地域

○研修機会の提供

性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすために、性的マイノリティを取り巻く社会的環境、差別や人権侵害等についての理解を図る研修機会を提供します。

(12) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

ア 現状と課題

昭和7（1932）年から20（1945）年までの間に、国策として中国東北地方（当時日本では「満州」と呼んでいた。）へ開拓移民として多数の日本人が送り出されましたが、敗戦直後の混乱状態の中で、残留孤児・残留婦人等が生まれました。

昭和47（1972）年の日中国交回復以来、中国残留邦人等の帰国受入れが行われています。帰国がなかった人たちやその家族には、関係機関が連携を図りながら、福祉、教育など様々な支援がなされていますが、生活習慣や言葉の違い等で多くの困難があります。

近年では帰国者の高齢化に伴い介護が必要な人が増えてきていますが、生活習慣の違いや日本語が十分にできないなどの理由で、介護施設等を訪れた際、周囲とのコミュニケーションがうまく取れずに孤立しがちです。また、言葉や文化・習慣等の違いから介護サービスの利用を敬遠する人もいます。

イ 基本的な方針

日本に帰国した中国残留邦人とその家族について、正しく理解する教育を行います。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

○正しい理解の促進

教科等を通して、歴史的な経緯や中国残留邦人等について、正しく理解する教育を推進します。

○研修機会の提供

中国残留邦人等に関する理解を深めるための教職員等への研修の機会や情報を提供します。

(13) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用してインターネット上に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

近年、インターネットを介して大量の個人情報〔※41〕が流出するなどの事件が多発しています。その背景には、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、様々な個人情報がネットを介して簡単にやりとりされるという社会の変革があります。そのような中で、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、人権侵害を防ぐため、プライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。

また、子どもの間では、スマートフォン等での各種のSNSや動画共有サイトなどの利用に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流布等のトラブルや犯罪の被害者や加害者になる事件も起こっています。

〔※41〕 個人情報とは、氏名、生年月日、住所等、特定の個人を識別することができるもののことです。

県では、スマホ・ネット問題への総合対策により、情報モラル推進リーダー研修講座を実施するなど、教職員の指導力向上を図り、児童生徒の情報モラル・情報リテラシー〔※42〕の向上に努めています。また、子どもの主体的な活動によるルールづくり等の取組を進めるため、関係機関と連携して小・中学生や高校生が主体的に参加する「OKAYAMAスマホサミット」を開催し、スマートフォン等の正しい利用に関する協議や取組を行っています。

家庭、地域においても、PTA等と連携し、平成26（2014）年11月から、スマートフォン等の使用を午後9時までに制限するなど、家庭でのルールづくりを全県的にを行っています。さらに、平成27年（2015）5月には、子どもが直面している問題等についての学習リーフレットを作成し、学校を通じて、全ての保護者等に配布し、その活用を図りました。

平成21（2009）年4月に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、県においては、平成23（2011）年10月に「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」が施行されました。これらにより18歳未満の子どもが使用するスマートフォン等には、フィルタリングサービスの利用を条件として提供することが事業者に対して義務付けられましたが、保護者の申し出によりサービスを利用しないことも可能になっています。そのため県では、携帯電話事業者等も参画した官民一体のチームを設置し、フィルタリング奨励宣言店登録制度の導入など、フィルタリングの設定促進等の働きかけを行っています。子どもにスマートフォン等を持たせる際には、保護者自身がインターネット上の有害情報の実情やインターネット利用の際の危険性等について認識するとともに、利用時間やアプリを制限できるペアレンタルコントロール機能を活用して、子どもの利用状況を把握するなど、適切な対応が求められています。

イ 基本的な方針

インターネット上に発信した情報は、広く公開される可能性があることや、完全に削除することが難しい場合があることなど、インターネットの特性〔※43〕について理解を図り、その利用上のルールやマナー、危険性についての指導を充実するとともに、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度の育成に努めます。

また、プライバシーを保護することの重要性について理解を深めるための教育を進めるとともに、個人情報及びプライバシーの適切な取扱いについて周知し、個人情報の流出やプライバシーの侵害が発生しないよう努めます。

なお、問題の解決に向けては、警察等の関係機関とも緊密な連携を図りながら取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○情報教育の推進

将来の予測が難しい社会においては、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を育成することが重要です。

人権教育との関連においては、特に、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成することが大切です。

〔※42〕 リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のことです。「情報」や「IT」等と組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表します。

〔※43〕 インターネットの特性とは、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性があるという公開性、一度発信した情報は完全に削除することが難しいという記録性、正しい情報だけでなく間違った情報や不適切な情報もあるという信憑性、インターネットは公共の資源であるという公共性、自分の端末に侵入されたり情報が取り出されたりするという流出性の5つがあります。

具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどを身に付けるよう、技術・家庭科や情報科、道徳科、総合的な学習（探究）の時間等、様々な学習機会を捉えて情報モラルを育成する教育を推進します。

その際、県教育委員会作成のデジタルコンテンツやリーフレットを活用して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を充実し、情報を正しく見極めて活用する能力や、責任を持って情報を発信する態度（メディア・リテラシー）等の育成に取り組みます。

○教材・学習プログラムの活用

地域の実態や児童生徒の発達段階に応じて、プライバシーの保護に配慮しながら、情報モラルを身に付けるための教材や学習プログラムの活用を進めます。また、時代の変化に対応し、新たな問題にも対応できるよう、教材・学習プログラムを見直していきます。

○プライバシーの保護に関する教育の推進

社会科等におけるプライバシーの保護に関する学習において、インターネットでも実社会と同様に自己のプライバシーが守られる権利があることを知るとともに、個人情報及びプライバシーの適切な取扱いに注意し、他の人のプライバシーを侵害しないようにする態度を身に付ける教育を推進します。

○教職員研修の充実

教職員の個人情報の適切な取扱いやプライバシーの保護等についての理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を実施します。

② 家庭・地域

○環境づくり

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、保護者に家庭でのインターネットの活用方法やスマートフォン等を安全に利用するためのルールづくりなどについて、啓発活動の促進を図ります。

○学習機会の提供

「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、関係機関や企業等とも連携し、フィルタリングやインターネットの適切な利用、プライバシーの保護について学習する機会を提供します。

(14) 様々な人権をめぐる課題

・アイヌの人々

ア 現状と課題

アイヌの人々は、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府の「北海道開拓」の過程における同化政策により、政治的、文化的、社会的に多くの不利益な扱いを受けてきました。

国においては、平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、平成19（2007）年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択、平成20（2008）年には国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で決議されました。その後、平成31（2019）年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和2年（2020）年にアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「ウポポイ」を愛称とする「民族共生象徴空間」が整備されました。

現在、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別等の問題は依然として存在しています。

イ 基本的な方針

アイヌの歴史や文化、現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消する教育を推進します。また、国際理解教育との関連を図り、先住民族の文化・生活等を尊重する態度を育成します。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

○正しい理解の促進

教科等を通して、アイヌの伝統的な文化や歴史について、正しい理解を図ることができる教育を推進します。また、アイヌに関する学習機会や情報を提供します。

○研修機会の提供

アイヌの人々に関する理解を深めるため、教職員等への研修の機会や情報を提供します。

・被災者

ア 現状と課題

東日本大震災(平成23(2011)年)では、地震、津波により広範囲で多数の死者、行方不明者が出ました。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が漏れ出すといった事態が重なる複合災害となりました。特に、その周辺住民は、震災後も生命の安全が脅かされ、現在でも他の都道府県へ避難している人々もいます。そうした中で、県外へ転出した子どもが、避難先においていじめを受けるという事態も報告されるなど、根拠のない思い込みや偏見による差別も生じました。

また、近年の気候変動により自然災害に及ぼす影響として、短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害等が懸念される中、平成30(2018)年7月の西日本豪雨では、本県でも甚大な被害が発生し、多くの人命が失われ、現在でも仮設住宅などでの暮らしを余儀なくされている人々もいます。他にも、火山の噴火や大型台風、集中豪雨による風水害などによって命を落としたり、家屋を失い避難所での生活や住み慣れた土地を離れることを余儀なくされたりする人々もいます。

このように災害は、多くの人命を奪うとともに、人々の日常生活を根底から破壊し、生存権を脅かします。被災者は避難所等において、公的な支援に加え、被災者相互の助け合いやボランティア等の支援を受けながら、避難生活を送ることになりますが、食生活の悪化や、医療機関を受診できないなど、多くの困難に直面します。また、被災者の中には、様々な事情で避難所に入りにくい人や避難所までたどりつけない人がいるなど、災害時要援助者の避難についての課題もあります。

そして、避難所生活が長期化するにつれて、生活環境の変化による被災者の心身の機能低下への配慮やプライバシーの確保、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることへの配慮、被災者の多様なニーズへの対応が十分でないことなど、被災後の生活にも大きな問題が生じています。特に、妊産婦、子ども、高齢者、障害のある人等は深刻な問題が生じやすいと言われています。

さらに、災害時には、情報不足や誤った情報等により、被災者の人権が避難先等で侵害されることもあります。特に、インターネット上の掲示板やSNSでは、悪質な流言により、被災地の人々の不安や特定の人々に対する差別意識があおられたりすることがあります。

被災者に対しては、生活を再建していくための情報提供や具体的な支援が必要です。その際、情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況の変化に応じて、適切に行動することが求められます。

被災地に入り支援に携わった人等が、被災者の思いを伝えるなどの取組が必要です。

イ 基本的な方針

被災者をめぐる人権問題について、他の人権課題との関連を図りながら、正しい理解と認識を深める教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○正しい理解の促進と社会貢献への態度の育成

情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況から、被災者をめぐる人権問題について正しく理解するとともに、他の人の立場に立って気持ちを考えたり理解したりできる教育を推進します。また、ボランティア活動等を通して、地域社会の一員としての自覚を持ち、人と人とのきずなの大切さを意識し、困難を抱える人に対して、積極的に支援しようとする意欲や態度を育む教育を充実します。さらに、自らの防災意識を高める取組を進めます。

② 家庭・地域

○学習機会の提供

被災者をめぐる人権問題について、保護者等に対する学習機会を提供します。

・ホームレス問題

ア 現状と課題

ホームレスになることを余儀なくされた人々は、食事の確保や健康面での不安を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には、地域社会とのあつれきが生じ、嫌がらせや暴行の対象になり、命を奪われるといった事件も発生しています。

国は、平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。翌年、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められ、以後5年ごとに見直しが行われています。

ホームレスが自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、住居や就職等の支援と併せて、地域社会の理解と協力があることが不可欠となります。

イ 基本的な方針

ホームレスに関する問題について理解を深め、偏見や差別を解消していく教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

○正しい理解の促進

ホームレスについて正しい理解を図る教育を推進できるよう、ホームレスに関する学習機会や情報を提供します。

・北朝鮮当局による拉致問題等

ア 現状と課題

平成14（2002）年の日朝首脳会談において、北朝鮮は、初めて日本人の拉致を認め、謝罪し、5人の拉致被害者が帰国しました。しかし、他の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく説明はありません。

平成23（2011）年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えることが閣議決定されました。北朝鮮当局による拉致は人権侵害であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国が望まれます。

イ 基本的な方針

北朝鮮当局による拉致問題について、理解を深めるための教育を行います。

ウ 具体的な取組

① 学校園

○正しい理解の促進

児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めるための教育を推進します。

② 家庭・地域

○学習機会の提供や情報提供

北朝鮮当局による拉致問題について、保護者等に対する学習機会や情報を提供します。

このほか、消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題についても、全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。